

令和5年度第6回多良木町議会(12月定例会議)

| | | | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------|--------|
| 招 集 年 月 日 | 令和5年12月5日 | | | | | |
| 招 集 の 場 所 | 多良木町議会議場 | | | | | |
| 議 会 日 時 及 び | 開 | 議 | 令和5年12月11日 | 午前10時00分 | | |
| 開 閉 宣 告 | 散 | 会 | 令和5年12月11日 | 午後2時27分 | | |
| 応招（不応招） | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 | 議 席 番 号 | 出 欠 | 氏 名 |
| 議員及び出席 | 1 | ○ | 宇佐 信行 | 6 | ○ | 久保田 武治 |
| 欠席議員 | 2 | ○ | 坂口 幸法 | 7 | ○ | 豊永 好人 |
| ○ 出席 | 3 | ○ | 林田 俊策 | 8 | ○ | 猪原 清 |
| × 欠席 | 4 | ○ | 魚住 憲一 | 9 | ○ | 落合 健治 |
| △ 不応招 | 5 | ○ | 源嶋 たまみ | 10 | ○ | 前田 文 |
| 会議録署名議員 | 5番 | 源嶋 たまみ | | 9番 | 落合 健治 | |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 事 務 局 長 | 浅 川 英 司 | 議 事 参 事 | 山 本 美 和 | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | | |
| | 町 長 | 吉 瀬 浩 一 郎 | 生涯学習課長 | 黒 木 庄 一 朗 | | |
| | 副 町 長 | 日 田 雅 仁 | 生涯学習課 | 矢 立 健 | | |
| | 教 育 長 | 佐 藤 邦 壽 | 住民ほけん課長 | 竹 下 政 孝 | | |
| | 会 計 管 理 者 | 木 下 孝 二 | 住民ほけん課 | 久 保 田 大 | | |
| | 総 務 課 長 | 岡 本 雅 博 | 福 祉 課 長 | 新 堀 英 治 | | |
| | 総 務 課 | 中 村 綾 子 | 福 祉 課 | 山 村 忍 | | |
| | 企画観光課長 | 林 田 浩 之 | 建 設 課 長 | 林 田 裕 一 | | |
| | 企画観光課 | 佐 々 木 英 人 | 建 設 課 | 那 須 研 太 郎 | | |
| | 危機管理防災課長 | 椎 葉 純 | 農林整備課長 | 水 田 寛 明 | | |
| | 危機管理防災課 | 多 田 哲 弥 | 農林整備課 | 山 下 義 博 | | |
| | 税 務 課 長 | 東 健 一 郎 | 産 業 振 興 課 長 | 小 林 昭 洋 | | |
| | 農委事務局長 | 魚 住 雅 彦 | 産 業 振 興 課 | 西 輝 樹 | | |

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(宇佐信行君) ただいまの出席議員は 10 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(宇佐信行君) それでは、日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許可します。

5番源嶋たまみ議員の一般質問を許可します。

5番源嶋たまみ議員。

源嶋 たまみ議員の一般質問

○5番(源嶋たまみさん) 通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず1番の総合防災訓練についての質問です。①の質問で、訓練を通しての反省点とその対処法を伺いたいという質問ですが、今回の防災訓練では、大雨で地盤がゆるくなっている状況時に巨大地震が発生した場合を想定しての訓練だと新聞で知りました。

資料で今回の総合防災訓練での避難場所と場所ごとの参加人数は分かりましたが、指定避難場所は4か所、私の地区は多良木小の体育館が避難場所となっていますが、そこに赤坂ニュータウンの人も来られていたので、避難所は何箇所開設されたのだろうと思っていました。

なぜ大雨で地盤が緩くなっている状況時に巨大地震が発生した場合を想定されていたのに避難場所は少なかったのか、まず伺いたいと思います。

○議長(宇佐信行君) これより町長、関係課長の答弁を許可します。

椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長(椎葉 純君) それでは、お答えいたします。

まず訓練を実施する前段階として、各自主防災組織の長であります区長へ多良木町総合防災訓練に関するアンケートを実施しております。

アンケートの内容としましては3点ございまして、まず1点目が、自主防災組織としての避難訓練の参加ができるかできないか。2点目に、参加できる場合、おおよその世帯数及び人数。3点目に、避難場所をどこにするかをお尋ねしております。

3点目の避難場所をどこにするかの問いに関しましては、三つのパターンを準備してありまして、パターン1が、地区の公民館のみを避難所とする。パターン2が、地区の公民館等に一時避難し、その後、町の指定避難所に避難する。パターン3が、町の指定避難所に直接避難するの3パターンから選択していただいております。

なお、この避難場所の選択につきましては、今回の訓練の災害想定を考慮していただいたうえで選択していただくようお願いしております。

災害の想定としまして土砂災害、河川氾濫による浸水被害、震度6弱の地震が発生としてありまして、例えば、黒肥地2区や黒肥地7区の自主防災組織では、公民館が浸水する可能性があるかと判断され、パターン3の町の指定避難所に直接避難するを選択されております。

ちなみに源嶋議員がお住まいの多良木5区の1の自主防災組織では、公民館がないということで一時避難所を町民広場とし、その後、指定避難所である多良木小学校の体育館に避難されるパターンを選択されたのではないかと考えられます。

このアンケートをもとに、町指定避難所7か所ございまして、そのうちの町民体育館、多良木小学校体育館、黒肥地小学校体育館、あと今回、多良木6区の3のほうもちょっと活用

させていただきましたので、4 か所を開設したところでございます。また公民館等の自主防災組織として開設された一時避難所は33 か所でございます。

質問の中で赤坂ニュータウンの方が多良木小学校体育館にこられていたとのことですが、この地区は残念ながら、自主防災組織としての訓練が参加できないというアンケート結果でございましたので、一時避難所の公民館は開設されておりません。回覧等により、総合防災訓練の実施について周知しておりますし、防災行政無線等でも周知しております。そういったことを聞かれて、自主的に指定避難所である多良木小学校体育館に避難されたのではないかと考えているところでございます。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 事前にアンケートをとられて、その結果によって避難所の開設や一時避難所を開設されているということがよく分かりました。

無事旗を上げている家を自宅避難とみなされてカウントされた地区もあるのではないかと思います。

多良木6区の3の公民館は、災害時要配慮者等の一時避難所として公民分館の施設使用に関する協定を結んでおります。その協定に基づく情報伝達共有の訓練を行ったと新聞に書かれてありましたが、どのような訓練をされたのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

災害時要配慮者等の一時避難所としての使用に関する協定を、多良木6区の3区長と今年の9月25日に締結させていただいているところでございます。

今回の多良木6区の3公民分館を使用した訓練につきましては、福祉課の高齢者支援係が主となって実施をしております。訓練の参加者として、まず多良木町、湯前町、水上村の介護関係事業所46事業所と行政により構成されております上球磨地域介護事業所連絡会、それと防災士会と消防団で訓練をされております。

訓練の内容として、高齢者の要配慮者として認知症ですとか半身麻痺、腰や足が痛い方、耳が遠い方等が避難された際を想定した避難誘導、避難所での受け付け、上球磨地域介護事業所等連絡会内での情報共有訓練を実施しております。

訓練の詳細として、まず消防団により公民分館までの要配慮者等の誘導を実施しまして、防災士会により避難者受付名簿の作成を行っております。その間、上球磨地域介護事業所連絡会では情報共有ツールを活用しまして被害状況、避難所開設状況、また公民分館での対応が困難と思われるような要配慮者が避難されたことを想定し、避難所運営の応援協力の依頼について情報共有訓練を実施されております。

公民分館での対応が困難と思われるような要配慮者につきましては、応援として駆けつけた介護事業所の職員が聞き取りや状況確認を行い、福祉避難所への搬送を実施していただいているところでございます。福祉避難所につきましては、本町の特別養護老人ホームあずみ野、それと湯前町の特別養護老人ホーム福寿荘として、受け入れに関する訓練まで実施をされたところでございます。

今回、初めての実動訓練ということで反省点、課題等多く出てまいりましたが、見学者を含め約30名での訓練を実施し、介護関係事業所の職員などから災害時要配慮者の対応の難しさ等について良い経験になり、今後も継続して訓練を実施してほしいとの意見もあり、実のある訓練ができたのではないかと考えております。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 今の答弁でも反省する点も多いという答弁もありましたが、避難訓練は何回やっても完璧とはいかず、反省する点も多いと思います。また訓練を通しての反省点とその対処法を伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

今回の訓練の反省点や課題につきましては、各課より意見をいただき、取りまとめを行ったところでございます。相当数の反省点、課題等が上がってまいりましたが、主なものを申し上げたいと思います。

まず多良木小学校の災害対応用のプールがございますが、そのろ過機ポンプのエンジンが不調であったため、十分な性能を発揮できなかったということで、こちらは定期点検をしながら対応したいと考えております。

それから災害時に指定避難所に設置予定の特設公衆電話が繋がらなかったということで、こちらはNTTと協定を結んでおりまして、もう既に対応をしているところでございます。

また大規模災害が発生した際の国・県によるプッシュ型支援物資の受入れ先、また各避難所に搬送する際の仕分けスペースの確保ですね、そちらの備蓄倉庫が必要ではないかということで、こちらは先日、補正予算のほうで可決いただきましたので、今年度中に整備をしたいと考えております。

それから訓練に参加された住民の方にも災害用トイレや段ボールベッドの設置訓練を実施してもらったほうがいいのか。それから避難者が多く受付が煩雑になった。他の自治体では避難所受付システムを導入されているところもあるので、そういった検討も必要ではないか。

ここからは多良木6区の3の公民館関係でございますが、受け付け用の机や避難者用の椅子が低いものしかなく、立ったり座ったりが不便であった。公民館が畳敷きなので、車椅子で乗り入れる際のブルーシート等の対応が必要ではないのか。公民館内の手すりの固定箇所が少なくしなっていたので、補強が必要ではないか。

公民館内や玄関付近のスロープは設置してありますが、公民館入り口付近に段差がかなりあり、要配慮者を搬送するための車両や車椅子の乗り入れが困難であったため、そういった様々な課題がございましたが、今後、各対策部や関係機関と協議し、改善できるところは速やかに改善し、予算が必要な部分については議会にもお願いしながら対応していきたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） たくさんの反省点があったようで、災害はいつ起こるか分かりませんので、速やかな対応を心がけていただきたいと思います。

近所の人に、防災訓練もマンネリ化していて参加する人もほぼ同じ人で、避難所に行けばいいというだけの感覚になってしまったという意見が出ました。

手助けをしている人が地区に何名いるのか、その人たちをどのように避難所まで連れていったらいいのか、そういう協議や訓練が今後、必要なのではないかと思います。

また職員が避難所での対応を全てされてはいますが、職員が事務所にいるときはすぐに会議を開き避難所等の対応ができるかもしれませんが、職員も避難者の一人ですので、家族の介助が必要な職員もいるかもしれません。庁舎にすぐ招集できるとは限りません。まだまだ動ける人、動ける地区の人や防災士の方々に頼ってもいいのではないかと思います。先ほどの反省点でもそういう意見が出ていたように思います。

また避難所が開設できるまで取りあえず避難できる場所、私の地区は公民館がありませんが、丈夫な建物があればそういうところも臨時の避難場所としてお願いしたらどうかと思います。どこに何家族、何人が避難されているということを避難所が開設されてからまず報告し、避難所の用意が整ってから、安全を確認したうえで移動するほうが安心のような気がします。

一旦、集合場所に行き、また我が家の前を通過して避難しに行っていると云われる人もたくさ

んおられます。雨だったり寒い日などは外での集合は大変だと思いますので、その地区に合った訓練があってもいいと思います。今の訓練は避難所の準備が整ってからの避難ですので、それ以前の訓練と話合いが大切なのではないかと思えます。

避難訓練ですからそこまではできないかもしれませんが、地区に合った避難の仕方や救助の仕方を今一度考えるべきだと思いますが、この意見をどういうふうに思われるのか伺いたいと思えます。

○議長（宇佐信行君） 椎葉危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（椎葉 純君） それでは、お答えいたします。

まず防災訓練もマンネリ化して参加する人もほぼ同じで、避難所に行けばいいだけという感覚になってしまったというご意見が出たとのことですが、こちらにつきましては、指定避難所では防災講話ですとかAEDの取扱い訓練、初期消火訓練、災害パネルの展示など、避難所ごとに毎年、訓練内容を入替えながら実施をするなど、工夫しながらやっているところではございますが、今後、住民の方が興味を持って訓練に参加していただけるように方法を研究していきたいと考えております。

それから職員が避難所での対応を全てやっていると、動ける地区の人や防災士の方たちに頼ってもいいのではないかというご意見でございます。こちらにつきましては、今回の訓練の反省点でも出ましたが、職員につきましては、避難所運営等の初動対応業務の後には、被災者の支援業務ですとか災害復旧あたりの仕事が発生してまいります。特に避難所生活が長引く場合には、避難されている方での避難所運営が必要になってくるものと思えます。今回、多良木6区の3の公民分館で防災士会の協力を得て訓練をやりましたので、それを指定避難所にも広げながら協力いただきたいと考えております。

また住民の皆様にも避難所運営に関する講話ですとか、避難所運営ゲームといった訓練もございますので、そちらを通して避難所運営の重要性を周知してまいりたいと思えます。

それから源嶋議員の地区には公民館がないということで、頑丈な建物があれば臨時的避難場所としてお願いしたらどうかのご意見でございます。こちらにつきましては、ある地区の自主防災組織では、公民館が川の近くにあるということで、浸水の恐れがあるということで別の場所、こちらはお寺でございますけれども、そちらを一時避難所として地区のほうからお願いをされているところでございます。このような事例をモデルとして、各自主防災組織に紹介してまいりたいと考えております。

それから手助けを必要としている人が何人いるのか、その人たちをどのように避難所まで連れていったらいいのかという、そういった協議、訓練が必要ではないのかというご意見でございますが、各自主防災組織で作成していただく地区防災計画、こちらにつきましては全ての地区で作成をしていただいたところでございます。ある組織では、作成された地区防災計画書内に災害時要配慮者がお住まいの場所を落としたマップを添付されているところもございます。このような事例も先ほどと同じように各自主防災組織に紹介しながら、共助の要であります自主防災組織内で災害時要配慮者の把握、そして誰が避難させるかなどの協議をしていただきたいと考えております。

大規模災害時には、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の力が重要となります。作成された地区防災計画書をもとに、それぞれの地区の災害リスクに応じた独自の訓練や話合いを行い、計画書の見直しを実施していただくよう、町としましても支援に努めてまいりたいと考えております。

人間には正常性バイアスという心理が働く聞いております。災害で例えますと、今まで浸水被害や土砂災害がなかったので大丈夫だろうという都合のいいほうに考える心理でございます。こちらは心理ですので変えることは難しいですが、こういった心理が働くということを町民の皆様に分かっていただけること、また危機管理防災課設置して現在3年目となり

ます。防災とは何かと考えたときに、一番重要なのは町民の皆様の防災意識を高めることだと考えているところでございます。

先日の林田議員からもソフト面が弱いのではないかとのご意見もございましたが、町としては研修会や訓練等を実施しているところではございますが、源嶋議員はじめ議員の皆様からも防災意識を高めるための取り組み、施策等のアドバイスをいただけたらと思います。そういったアドバイスをいただきながら、人的被害が出ないように、逃げ遅れゼロを目指して業務に励みたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 自助・共助の観点から、やはり地区での話合いが大切なんだなということを今の答弁を聞いていて思いました。

町長はどういうふうに思われるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、11月の12日の日曜日だったですかね、総合防災訓練行われましたが、あの時は日曜日でしたので参加していただいた方も大分いらっしゃったんですが、災害は日曜日に起きるとは限りませんのでですね、やはり常々、防災訓練に参加していただいて防災意識を高めていただくというのは本当に必要なことではないかなというふうに思ってます。

色んな研修を受けますとですね、講師の先生がよく言われるのが、さっきの正常性バイアスっていうのと、それから実際に地震や災害が起きた時にできるのは、訓練をやっていることしかできないので、ぜひ皆さん防災訓練に参加してくださいねということをよく言われます。

確かに、とっさの時に動けるのは常々やってないとなかなか動けないというのは一つはありますので、いつも新鮮な気持ちで防災訓練を受けるというのはなかなかこれ難しいんだと思うんですけど、先日の総合防災訓練も同じだったというふうに、そういう印象を持たれた住民の方は多かったと思います。いつもやっていることですので。

ですからそういう方もたくさんおられると思いますけど、そういう方々の気持ちの中には、今まで大丈夫だったから今日、訓練参加しておけば大丈夫だろうという気持ちはですね、緩い気持ちがあったかもしれませぬ。やはり自分の中には、もう今まで大丈夫だったからこれからは多分、大丈夫だろうという正常性バイアスが必ず働きますので、そういうところはやはり自分自身でしっかり訓練をしながら注意をしていく、常にやはり実際に今災害が起きたときにどういうふうに動いたらいいだろうかということは、やはりそれぞれのご本人の意識づけといいますか、自分の中でそういうの捉えかえして参加をしていただければ効果も上がるんじゃないかなというふうに思ってます。

新たに参加者を募るための方法ですね、これは先ほど担当課長が答えましたけれども、十分ではないと思います。ですからこれからもやはり総合防災訓練、あるいは地区の防災訓練には必ず参加してくださいねということを皆さん方に周知をしていかなければならないと同時にですね、どうして参加をしなくてはいけないのかっていう部分ももうちょっと説明っていうか、文書でなかなか説明が難しいかもしれませんが、その場所で来られた方ですね、きちんと説明をする必要があるかなというふうに思ってます。いざというときに備えてなるべく多くの人たちに防災訓練は参加していただきたいというふうに思ってます。

5年前のことなんですけど、これ実例なんですけど、2018年に西日本豪雨が岡山県を襲いました。同じ河川、同じ川なんですけど、新本川というのと小田川っていうのがベルト状にそこあるんですけど、時々越水をしてくる川なんですけど、その川がですね、多分、氾濫するだろうと、線状降水帯がかかっていたので氾濫するだろうというふうに言われていて、倉敷市ではですね、氾濫をして結局51人の方が亡くなっています、その時にですね。

その倉敷市のちょっと地図で見ると上のほうにあるんですけど、総社市というのがありま

す。この総社市の下原地区というところは、1人の死者も出してません。状況は全く一緒です。新本川と小田川の水が越水してきてそこに両方とも流れ込んできてますので、片方は予期しておられなかった、倉敷のほうは。ところが総社市のほうは、山のほうに全員避難をされて皆んな助かったという、そういう事例があります。

下原地区の奇跡というふうに言われてネットを見ればですね、それ出てくるんですけど、この下原地区では東日本大震災のすぐ後にですね、翌年に自主防災組織を立ち上げられました。さっき議員からヒントをいただきましたけど、どこにどういう方が住んでおられる、身体障害者の方、またお年寄りの二人暮らし、ひとり暮らし、そういうのを全部地域の自主防災組織で把握をしておられました。ですから消防団の動きも早かったですし、防災士の方にもお手伝いいただいて、本当に早くもう多分、駄目でも、災害がなくてもですね、それはやっておかなくちゃいけないだろうという意識づけがずっと常々できてたということその方々が言うておられるんですが、毎年の防災訓練が本当に本番のときに役に立ったというのが皆さん方の後で出た感想だったらしいです。

先ほど議員がおっしゃいましたように、職員も被災者になりますのでですね、型どおり職員がみんな避難所の運営をやるとかですね、そういうことではなくて、やはりこれからは地域の方々、将来的には避難の時期が長くなるとですね、やはりいろいろ地域の方々でないと分からないこともたくさんありますし、避難救援物資の受入れとかですね、そういう他に仕事が附帯した仕事がたくさん出てきますので、そういった時にはまた防災のスペシャリストっていうか専門家であります防災士の皆さんとかですね、それから地域の区長さんを初め役員の方々にいろいろとお手伝いをお願いすることも出てくると思いますので。

今は訓練ですのでまずは職員のほうが動いてますけど、いざとなった時、日曜日以外にですね、もう以外のときにバツこう災害は必ずそういうときに来ますので、油断をしても油断をしないように。油断をしても油断をしないようにっていう言い方はおかしいんですが、やはりそういう気持ちの持ち様というのは本当に必要だと思います。

今、議員からいくつか大切なヒントをいただきましたので、危機管理防災課のほうでですね、その周知の面ですね、それから職員以外の方々にお手伝いをいただく面、それからそういうのを今後の糧とさせていただきたいというふうに思います。ご提案、ありがとうございました。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 訓練したのしかできないっていうふうな答弁もありましたが、アメリカのツインタワーが攻撃されたときに、その以前にタワーができた時点で警備の方がビルの階段をおりる避難訓練を何度も何度もされていたそうで、それが実際、攻撃された後に階段をおりるっていう避難訓練が活かされて、災害の割には死傷者も少なかったというふうに聞いております。

災害がないことが一番なんですけども、最終手段が避難所に集合することなので、それ以前の訓練も各地区でいろんな話合いをされてやはりやっていかなければいけないなというふうに思いました。

1番の質問はこれで終わります、2の基幹産業の農業についての質問に移りたいと思います。町長はよく、資材等の高騰で農家の経営が苦勞されていると言われます。実際どれぐらい苦勞しているのかを、実例をあげてみたいと思います。

まず稲作で言いますと、肥料が米の1袋の値段します。それに箱剤や今はジャンボタニシという厄介なものもいますので、その駆除剤、ウンカや病気の予防を1回したとして、約8,500円かかります。米1袋の値段をこれだけでも十分に超えます。あと作業を委託すると、トラクターでの最初の荒起こしが5,700円、荒代が3,700円、植代均平、田植えする前の均平が4,700円、これが田植までにかかります。収穫時のコンバインが1万4,500円、粃

の運搬が 1,700 円、乾燥調節で 1 袋 760 円ですから、8 俵取れたとしたら乾燥調節で 1 万 2,160 円かかります。溝費が約 1 反の 10a ですね、3,500 円ほどなので、作業を受託した場合は 9 万 8,400 円、8 俵採れたときの計算で 9 万 8,400 円の収入に対して、かかった費用が 6 万 610 円。10a 当たり 3 万 7,790 円の利益となります。これに予防の回数を 2 回、3 回と増やしたり、畔草を収穫まで大体 3 回りぐらい刈らなくてははいけませんので、その費用を考えると、ほとんど残らないのが現状です。

機械を持っていて自分で作業した場合は残るような気がしますが、機械の導入費がものすごくかかりますので、導入費やメンテナンスを考えると似たようなものだと思います。

昔から改善田一枚に対して 3 万から 5 万しか残らないというふうに米では言われていたもので、まさにそのとおりだと思います。

米の価格が出る前に、JA 職員が今年は米 1 袋 8,000 円くらいになるだろうというふうに思っていたそうです。ところが米の価格が出たら、一等の奨励品種でも 6,150 円です。本当に価格転嫁できていない、これが日本の農業の現状です。

価格転嫁できるように国でも考えておられるようですが、実現するかどうかはまだ分かりません。これでは日本の自給率が上がるはずはありません。

身近を見ても、うちの地区で後継者がいるのは 2 軒だけです。この広い農地を守っていかうにも限界がありますので、我が家にも後継者がいて頑張ってくれているので私たちも一生懸命手伝っていますが、これ以上、農業経営がきつくなると働きに出たらと言いたくなります。

畜産農家も飼料が高騰している割には子牛価格は下がり、乳価は微妙に上がっただけです。町の基幹産業である農業はこのように担い手不足、高齢化、資材高騰により経営に不安を感じています。

この現状を町長はどのように思われているのか、伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私も今、源嶋議員がおっしゃったように挨拶の中でやっぱりそれをずっと言ってるのは、行政は微力ですけれどもやはり農家の方々のことをいろいろと考えてますということ言ってるわけなんですけど。

しかし私は農業をやってないので、説得力は多分、余りないと思いますし、それを私が言ったところで状況が劇的にこう変わって良くなるということもないんですけど、でもやっぱり本当に大変な状況はいろんなところで聞きますので、それは言葉にして言わないとなかなか皆さんには伝わらないということですよ。

本当はそこに何がしかの財政措置をして良くなるような形に持っていければというふうに思うんですけど、なかなかそれは莫大な財政出動が必要になるので、そこはもう非常に難しいということです。これからもそれは、ずっと 1 年ぐらい前から言い続けてるんですけど、皆さん方の気持ちにやはり寄り添ったそういう行政運営というのは必要だと思いますので、先ほども言いましたが、私が言ったからどうこうなるというものでもないというのは本当に現実問題です。

2 年前の 2 月 24 日にウクライナ侵攻が始まって、まずガソリンが上がりました。そして燃油が上がってきました。それから物価が日用品とか、それから身の回りの物が全部上がってきて、そして肥料、飼料、農薬、燃油、資材、全部上がって、また毎月ですね、物価が今度はいろんなものに輸入品が上がりますので、それを転嫁するためにいろんなメーカーが値上げを始めまして、今はもう上がってないものはないぐらいすごくこう何て言いますかですね物価が物価上昇、いろんな多方面にわたってます。

それに加えて日本が低金利策をとってますので、金融緩和の策を取ってますので、それに対してアメリカの FRB という連邦制度準備理事会というのがありますが、ここが金利を

決めていくんですけど、こちらが金利を去年、大分上げました。相対的にそうなってくると日本の金利は安いので、利子は高いほうにお金が動きますから、そこで今度は円安になってきました。今、急にマイナスが少しずつ緩和されてきてますけど、しかし上がった食品とか、そういうものはもう下がりませんので、そういうことで非常に住民の方々、農家の方々は特に厳しいと思うんですが、他の業態においてもですね、非常に厳しい状態が続いています。

これはいつまで続くのかっていうのは政府のほうの見通しではなかなかはっきり言われてないということがありますし、今回も緊急経済対策で11月29日に参議院本会議を予算が通過しましたが、13兆円という大規模な予算です。この予算はデフレの解消ということを言われてますけど、デフレの解消というのはそれでできるのかなとちょっと疑問なんですけど。

やはり農家に対しては、抜本的な何か対策を立てないと、これから源嶋議員言われたように農家の方々がもう今、高齢化されておられますのでどんどん減少していかれるということになると、今38%しかない自給率がどんどん下がっていくということになりますとですね、ヨーロッパみたいに所得保障をしていただければ日本の農業もまたやっつけけるのではないかなと思うんですけど、所得保障がない状態です。

農作物の値段は変わらないけれども、周りの物価はどんどんどんどん高騰していったということ。先ほど畜産関係のことも言われましたけど、畜産のほうも子牛の値段がですね、もうどんどんどんどん下がってまして今は40万円台ぐらいになって、自分の動物が好きで養っておられた、牛を飼っておられた方々がですね、少しずつ今、辞めていってられるような状態ということも畜産農家の方から聞いております。

やはりこれは町だけでできるというものではないと思うんですよね。国のほうがやはり抜本的な対策を立てていただかないと、国の食料政策というのの根幹に関わってくる問題ですので、非常に難しいかなというふうに思ってます。

どういうふうに町の農業について考えているかということでご質問ですので、産業振興課から資料もらいましたので、そちらのほうをちょっと答弁してみたいと思います。少し長くなりますけれども、2020年の農林業センサスがあります。これによりますと農業の就業人口、販売農家数は1,099名、多良木町ですね。そのうちの65歳以上の方は629名、全体の57.23%ですね、となっています。今後10年間に、10年間、20年先に農業を担っていかれる39歳以下の方々は56人。65歳以上の方が629人で、39歳以下の方は56人です。また次の2015年の農業センサス時点で農業者の平均年齢は66歳となっています。現在は、もうその時に2015年ですから、今73歳になっておられるということですね、平均年齢が。かなり高齢化をしてきてます。で、2020年の農林業センサスの平均年齢のデータは、これはありません。

資材等の高騰については、原油価格の高騰がありましたので、それと円安が重なって、ウクライナ情勢も非常に今まだなかなか好転してないということで、農林水産省のですね、令和2年の基準を100とした場合に、令和4年農業物価指数ではですね、116.6ということになってますので、令和2年を基準に100にした場合ですね、9.3%物価指数が上昇してます。

特に高騰しているものは、さっき議員もおっしゃいましたが肥料で130.8、前年比が27.4%の上昇になります。それから飼料で138、前年比が19.4%上昇です。光熱動力費のほうですが127.3、前年比が13.4%の上昇。あとは建築資材ですね、こちらが133.3、ですから前年比が18%となります。こういった原材料の高騰というのはですね、大きな負担に、農家の負担になってます。

高齢化と担い手不足がありますので、耕作放棄地の増加が心配になってきますし、用排水路の管理不足、それから鳥獣被害の増加がですね、今どんどん増えてきておりますし、地域

農業の安定的な維持に大きな影響を及ぼしているということを非常に心配をしております。

原材料の高騰というのは農家の経営に直結しますので、現在のようにこの状態がですね、長引けば経営の悪化はやはり避けられないじゃないかと思えますし、このような状況を少しでも抑制するように、町のほうでは次のような対策を行ってます。

まず担い手不足、高齢化対策としては、国県等の補助事業を活用した新規就農者への支援、担い手を確保育成するための機械施設等を導入するための支援、新規に就農した方々への相談対応、こういったものを行ってます。

資材の高騰に対する対策としては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、令和4年度に酪農飼料高騰特別対策事業というのを行ってます。

それから施設園芸に対して燃油高騰特別対策事業、それから家畜飼料高騰がありましたので、これに対する特別対策事業を実施して、去年ですね、令和4年度ですので、支援を行ってます。

以上のような対策で農家の経営に一定の効果はあったと考えますけれども、現状を大きく改善するには至っておりません。やはりこれは一つ行政の限界を今感じながらっていうことをよく私も言ってるんですけど、本当に産業振興課が頑張ってくれてるんですけども、やはりどうしても先立つ予算というのですね、ありませんので、この辺がやはりかなり厳しいかなというふうに思ってます。

ただ希望的な観測を言えば、こういう時代がそんなに長く続くとは思いませんので、ウクライナ情勢もなかなかこう先の見えない状態で、それに加えて産油国の多い中東でもですね、緊張感が高まっていますので、あまり良い材料はないんですが、なるべく国のほうでこういったものに対する姿勢を変えていただくしかないんじゃないかなというふうに思ってます。

これはもういろんな郡内9町村の町村長みんなそういうふうには言っておられますけれども、本当に困っておられる農家に対して、国のほうでどうにか施策を打ってほしいという気持ちは本当にいつも思っているところです。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） こういう現状を町長は認識しているっていうことが大切なんじゃないかなというふうに思います。

2番の質問に移りますが、上球磨の議員研修で講師の先生が言われていました。地方の現状を陳情に行っても言わないと、各省庁はこれでいいんだと思っている。こうしてほしいとか、こうなんだということを行わなければいけない、陳情は大切なことなんだと言われました。

我々議員は2年に1回しか陳情に行けません。しかし町長は行こうと思えばいつでも行ける立場にあります。一つの町村長で町村長が1人で行くよりは、近隣の町村長と共に地方の現状を国政に訴えていかなければならないと思いますが、陳情に行かれた際にそのような話はされるのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、町村長はですね、国のほうに要望は年間に3回伺います。1回目が各省庁の概算要求が提出される前の8月に1回全員でいきます。中には副町長を出したり、総務課長が来られたりする場合は、町村長が用事がある場合はしょうがないんですが、基本的に全員9町村長で伺います。

次にですね、予算が確保、獲得、何ていうか予算が確定する直前の11月にもう1回念押しに、こういうのを概算要求のときに出しておりましたので、ぜひこれを実現、この予算を実現してほしいという要望書、厚いものを持って省庁を回ります。

それから2月に予算が付いたらですね、予算を付けていただいたお礼に、お世話になりましたという、これは国土交通省、総務省、農林水産省、経済産業、経済産業省じゃないですね文部科学省、それから厚生労働省、この五つの省庁には必ず行ってお願いをします。

個別にお願いをする場合、私も河川掘削と、それから中学校の今度の建て替えのときにですね、地元選出の国会議員の方をお願いに行き、それは個別のお願いなんですけど、職員と一緒に伺って、お願いをして予算をいただいていたことがあるんですが、それ以外は大体この3回、8月、11月、2月に要望活動をやっております。

要望活動の折には、県選出議員の方の秘書の方がいらっしゃいますので、その方々にそれぞれの部署を案内をしていただいて、要望書は全部彼らがバックの中に入れてその時に渡して、名刺と一緒に各省庁の部署にですね、それを渡してきます。大体3名の方々です。国会議員のですね、3名の国会議員の方の秘書が毎回、必ずついていただいて町村長と一緒に回っていただくという形をとっています。

要望に行く省庁は先ほど言いました国土交通省、今年は国土交通省が36人、局長以下、河川と道路、両方行きました。それから今年の場合ですが、農林水産省で農水省で18人、林野庁で20人の各担当部局の長に行っています。総務省、あと厚生労働省、文科省に毎回行くときには、ここはそんなに多くないんですが、一番多いのが農水省と国土交通省です。河川や、それから道路の期成同盟会というのが何か町村とかいくつかの市町村で作っているものがあるんですが、ここに行くときには代表者だけで一応、行っております。いつも代議士の秘書の方にご案内いただいて、ずっと一日かけて回ります。

前段の答弁でも言いましたが、私も地元の多くの方々から農家の方々の経営状況の窮状という大変さを伺っておりますので、要望のときはですね、その都度、農家の皆さんの直面しておられる困難な今の状況を伝えております。

今、伝えるときはですね、形としては町村会長と町村会の副会長がそれぞれ言うんですけど、町村会長は水上、副会長が私になってますので、二人が主にこういうことをお願いしたいという発言をします。それぞれの担当部局での要望の挨拶の中で、さっき言いましたウクライナ侵攻とFRB、それから円安ですね、そういったみんな原材料が上がっているの、何とか農水省のほうで予算を付けていただけないだろうかということを言います。農作物の価格はそのまま変わらずに原材料だけが高騰している状況ですので、農家の皆さんの経営状況、大変厳しくなってますということはもう各36か所回る、その36か所全部でそういうふうにならばちょっと時間かかりますけど言います。抜本的な対策っていうのをこうしますとは官僚の方は言わないんですけど、話は聞いていただきます。

いろんな町村の話を秘書の方から聞いてみると、こうやって直接要望に行くところは予算が大体つくんですけど、直接その各官庁の官僚のところにダイレクトメールで送られる、要望書送られるところもあるそうです。それと国会議員の方をお願いをして国会議員からそれを秘書から渡してもらうところもあるそうですので、球磨郡の町村会の場合は一番予算がつきやすい形で毎回、要望に行くというのが、昔からこれはそういう形でやっておられるということでした。

不平不満を言わずにですね、黙々と働いておられる農家の方々のことを本当に察してくださいということは、もう各部署でそういう話をしていきます。予算がつく場合とつかない場合とあるんですけど、なかなか既定の予算、いつもつけてる予算についてはですね、つきやすいんですけど、それ以外の新たなということになるとやはり国のほうで、内閣のほうでこういうものっていうことではないと、なかなかそれ以外の予算というのがですね、つきにくいというのか、かもしれませんけれども、これからはやはり農家の方々を支えていかないと、やっぱり食料品、食料が一番だと思えますよね。

将来的に、私たちの周りには農家の方々がたくさんいらっしゃるし、ご相談すれば何とかなるんですけど、都市部はこれは多分ですね、どうにもならなくなるんじゃないかと思うんですよね。ですから今、農産物の農作物の値段は自分では農家が決められない状態ですので、なかなか厳しいかなというふう思うんですけど、でも私たちは恵まれているので、そうい

う農産物についてはですね、自分たちで物産館で買えるし各スーパーで買えるのでいいんですけど。

実は先日、NHK のテレビを 7 時半からの見てましたら、ちょっと長くなってますね、すいません。団地があって、その団地にですね、スーパーマーケットがあったらしいんですよ。みんな団地の方はそこで買い物をされてたんだけど、そのスーパーがやはり採算がとれなくなって撤退をされたので、その団地のおじいちゃん、おばあちゃんは遠くまで買い物に行かなくてはいけなくなったという、買い物難民の特集が NHK のテレビであってましたけど、そういうふうな状態になる可能性があるのですね、やはり農業は大切にして、国のほうで大切にしていただかなければならないかなというふうに思ってます。

これからもそういう要望のときは、必ず官僚の方にその都度伝えますので、そこは伝えますけれども、それがダイレクトに予算となって返ってくるというのがですね、なるようにやはり地元の国会議員の方々とかですね、そこあたりはまたお願いをしていかななくてはいけなかなというふうに思ってます。

○議長（宇佐信行君） 5 番。

○5 番（源嶋たまみさん） 今の現状を伝えるっていうことが一番大事なので、しっかり伝えていただきたいと思います。

今の現状はですね、地方で解決できる状態ではないんです。今まで簡易課税だった消費税がインボイス制度により、ますます農家経営や中小企業は苦しくなります。経営が苦しくなると、地方で頑張ろうとしている若者も高収入を求めて都市部に出ていきます。高齢化で自然減少は免れない、このままでは地方に残る人はいなくなり地方は破滅します。若い人たちが頑張って田畑を守ってくれるよう、今の現状を都市部の関係省庁に伝える必要があります。危機感を持って地方の意見をしっかり伝えてほしいと思います。

自主財源が少ない町だからこそ必要な予算をもらってくる、地方の現状を伝えてくることは町長の大切な仕事だと私は思いますので、これからもそのように努めていただきたいと思います。

日本は人口が減少していますが、世界中では人口が増えています。自給率を上げるためにヨーロッパのように手厚い政策をしている国を除いては、農業人口は日本だけでなく減っています。また温暖化の影響で乾燥地の面積、昔は砂漠化と言ってたんですけども、今では乾燥地というそうです。

この乾燥地の面積は、世界の陸地の 4 割以上を見積もられていて、今後、地球温暖化に伴い、面積はさらに増加すると言われてます。このような状況ですから、食糧危機が心配されるのも仕方ないと思います。食料の輸入が減ると、確実に国民は食料不足に陥ります。これは先ほども町長が不安に思っておられるとおりでと思います。

今、日本の農業を守る大切な時期だと思えます。そのために、どの地方も農林業が基幹産業ですから、地方の首長たちが声をあげていかなければいけないと思えますので、陳情をためらうことなく、町民の生活を守る立場として、これ以上に行っていただきたいと申しまして、この 2 番の質問を終わりたいと思えます。

○議長（宇佐信行君） 源嶋議員。時間がですね、1 時間程度今経過しましたので、ここで暫時休憩をとりたいと思えますので、よろしくお願ひします。ここで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 58 分休憩）

（午前 11 時 05 分開議）

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。5 番。

○5 番（源嶋たまみさん） 3 番のえびすの湯の利活用についての質問に移ります。

この質問に入る前に、私所属の委員会の関係課への質問となりますので、議長に許可をいただきたいと思えます。

○議長（宇佐信行君） はい、その範囲でお願いします。

○5番（源嶋たまみさん） ありがとうございます。

①現在、町民体育館にあるジムをえびすの湯に移転すると、帰りに入浴する人が増えるのではないかという意見もあるが「まちづくり推進委員」の答申の結果を伺いたいという質問です。

答申はまず出ているのか伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 竹下住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（竹下政孝君） それでは、答弁いたします。

現在、まちづくり推進委員会では、スポーツジムをはじめ、様々な意見を取りまとめているところですよ。

議員ご質問の答申の結果についてですが、まちづくり推進委員からの答申が12月議会後というスケジュールで進められていますので、答申がなされた後にまた改めてご説明する機会を設けたいと思っております。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 12月議会後に答申を出していただける予定ということで、どのような答申が出てくるのか楽しみです。答申が出た後に説明していただけるということで、できるだけ早い時期に報告していただきたいと思います。

②の質問にいけますが、活用されていない部屋、場所があるが、子ども連れの家族が遊べるようなスペース造りはできないかという質問です。

9月に、我々議員は姉妹町の南幌町に行ってきました。先日もニュースで流れていましたが、南幌町は人口の増加率が全国1位になりましたとありました。移住定住の住宅施策が功をなしたとありましたが、その他にも、はれっばという子ども屋内遊戯施設ができたことで近郊の都市部からたくさんの来場者があり、オープンから半年で12万人来場するほどの人気施設となっています。この施設は、職員のアイデアから生まれた施設だそうです。

本町にも宇宙ランドという子どもたちに人気の施設がありますが、夏は遊具が暑くなり、雨の降る日は遊べないというのが現状です。えびすの湯は宇宙ランドの前にあり、雨が降ったらすぐ移動できます。お風呂以外の場所の有効活用として、親子で遊びに来れる施設にしたらいのではないかと思ひこの質問をしたのですが、まだはれっばをご覧になってないということで様子は分からないと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、南幌町は人口増えてますよね。私も2年前に前の議長と総務課長と一緒にいったときに、随分、新しい家ができてるといふのを見ながら思ったんですが、はれっばはこの間ちょっと見せていただきました。ネットで見せていただきましたけども、なかなかすばらしい施設ができてるといふと思います。

あそこ人口増えてる要因は今、源嶋議員おっしゃったものと、そのほかに日本ハムの球場が北広島っていうところに、すぐ15分ぐらいのところできましてですね、エスコンフィールドという大きな天井が開くドーム型のすばらしい球場ができてます。南幌町では北広島効果というふうに言っておられましたけれども、ああいうところが近くにできるといふですね、北広島が一番、今、人口増えてるといふんですけど、その北広島効果で南幌、車で15分の南幌町も今、大分若い人が流入してきてるっていふか、若い人の住宅が建っているようですよ。そこらあたりは議員の皆さん方も見てこられましたので、実感として素晴らしいなというふうにおもわれたという話は聞いているところですよ。

議員ご質問の子どもさんを連れた家族が遊べるゆったりとしたスペース造りはどうだろうかというご提案です。令和2年の3月に策定しました第2期多良木町子育て支援事業計画の中で、必要だと思ひ支援策についてアンケートで聞いております。その項目で、子連れでも

出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいという、アンケートの中で多くの意見が寄せられています。

ですから今おっしゃったように、宇宙ランドが前にありますし、そのちょうどし向かいにえびすの湯がありますので、答申がどういう形で出てくるかまだ今のところ分かりませんが、そういう答申に沿ってですね、町の考えをその中に盛り込んで、議会の皆さんと話をしながら多良木町のためになる施設ですね、お金がかからなくて多良木町のためになるような施設を作っていければなというふうに思っています。子どもさんを連れただご家族が遊べるゆったりとしたスペースというのは、子育て中の方のニーズは非常に高いですね。

今後の方向性を考えたときには、えびすの湯専門部会の答申を踏まえて、まちづくり推進委員の答申をいただいたうえで、その答申を議会のほうにもお示しをしてですね、皆さんと一緒に論議を重ねていければというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行君） 5番。

○5番（源嶋たまみさん） 南幌町のように、大きな都市部には近くありませんので、大きな人口増は望めないと思います。新たな施設を建てるといって予算などありませんので、気軽に遊びに来れる施設があれば、交流人口は増えると思います。どこに行きようもないので家でゲームばかりしている、またゲームセンターに連れていくというのが現状です。せっかく研修に行き、いいなと思った施設でしたのでこの質問をしました。

えびすの湯に入られない方々は、少しの町民しか利用しないのに、毎年、何千万の赤字なら閉館したほうがいいんじゃないかというふうに言われます。でもこの施設が有効に使われていれば、少しの赤字が出て何も言われたいのではないかと思います。

あの辺りは町内でも一番と言っていいほどの景観のいい場所です。みんなが気軽に足を運ばれる施設であるように、有効な施設にしていきたい。答申もそのような有効な施設としての利用が書かれていることを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宇佐信行君） これで、5番源嶋たまみ議員の一般質問を終わります。

次に、6番久保田武治議員の一般質問を許可します。

6番久保田武治議員。

久保田 武治議員の一般質問

○6番（久保田 武治君） それでは、通告に従って質問に入りますが、私が所属する委員会に関わる質問もありますので、まず議長に許可をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（宇佐信行君） はい、許可します。

○6番（久保田 武治君） まず1番目の町民の生活支援についてということなのですが、まず質問要旨の1番目になります。

現在、国会で審議されている経済対策・地方創生臨時交付金「重点支援交付金」及び来年度予算を活用して町民への支援策を伺いたいということなのですが、国会で審議されていた経済対策・地方創生臨時交付金「重点支援交付金」を含めた補正予算は、先週成立をいたしました。

重点支援交付金として5,000億円や灯油補助など原油価格高騰対策に対する特別交付税措置も盛り込まれています。内閣府は事務連絡で、エネルギー・食料品価格等の影響を受けた生活者や事業者に対し、自治体が地域の実情に合わせて必要な支援をできるように、自治体へ早急に予算化を要請しているというふうに思いますが、まずこの点について伺います。

○議長（宇佐信行君） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃった説明と少し重複するのかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

これまで重点支援地方交付金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、事業を実施させていただいてきたところでございます。

本年5月にはですね、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、重点支援地方交付金については、今回から、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とし、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないこととなりました。

現在、本町では令和5年11月29日に国より示されました交付限度額に対し各課へ情報を共有し、事業要望等を募っているところでございます。

まず今回のですね、低所得世帯支援枠においては、1世帯当たり7万円の支援を行うため準備を進めているところでございます。

また推奨事業メニュー分においては、生活者と事業者の支援を行うことができますが、今回、生活者支援を行いたいと考えているところです。事業内容は決定しておりませんが、消費下支え等を通じた生活者支援として事業を計画し、取り組んでいきたいと考えているところです。

来年度予算の活用についてはですね、町の予算の規模や範囲において、これまで各課で取り組んできた事業だけでなく、どのような支援が必要、また可能であるか考え、柔軟に対応していきたいと考えているところです。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 今、答弁がありました推奨事業メニューですね、これによりますと今、答弁ありましたようにまずは低所得世帯の7万円給付、さらにエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援の事業、そして消費下支え等を通じた生活者支援、そして省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援っていうのがメニューにあがっております。

そこでですね、まずアの住民への支援は何をお考えかということなんですが、私は議会毎に議会報告、たらぎ民法っていうのをほぼ全世帯に届けて、住民の皆さんの声を聞くように努めています。

この間でも、年金暮らしのお年寄りや子育て世代のお母さん達から食費を切り詰めている、暖房を節約している、介護保険や国保税が高過ぎる、賃上げ賃上げと言うが少ない年金をどうして上げないのかなど、切実な声をたくさん伺います。

11月から水道料の減免が基本料金ですね、ありましたが、これについては多くの方が大変喜んでおられます。それと同時にですね、うちは3.5トンしか使わないのに何でその1,760円なのか、基本水量のね、見直しをしてほしい。あるいは元々高い水道料金をね、下げてほしいっていう声も同時に寄せられます。

今回は水道料金問題は質問いたしません、そういうふうにして皆さんのですね、生活がますますひっ迫をしているということを実感いたします。とりわけですね、非課税世帯には該当しないが、所得の少ない住民の皆さんから支援を求める多くの声があります。

今回の交付金や来年度予算も含めて、住民への支援策は何をお考えかという事で、人吉市が10月に6,000円のクーポン券を発行したのに続いて、11月に4,000円、合計1万円のクーポン券を3万500人に配布をしております。これは年末年始に使ってもらいたいということで出てるものですが、そういうものも含めて、要するにどういうふうはこの支援金ですね、利用されるのか。

まだ決まってない、今各課に求めてるっていうことなんですけど、まだ具体的なものは何もまだ出ていないっていうことでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 林田企画観光課長。

○企画観光課長（林田 浩之君） それでは、お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、今のところですね、どういった事業を行うかというのは決定はしていません。

ですが、先ほど議員申されましたとおり、クーポン券、多良木町のほうでは過去実績があります商品券の配布等、そういったことも考えられるのではないかとということでは考えているところがございます。

ただ、まだ予算面もまだ考えている段階、あと事業内容、また事業の実施方法、そういったことも考えながら事業のほうを決定していきたいと思っておりますので、また分かり次第、そういったことをお知らせできればと思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 福祉課のほうでは何かお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） まずは先ほど企画観光課長のほうから答弁がありましたとおり、重点支援交付金のうちの低所得世帯への給付金事業につきましては福祉課担当が担当になりますので、その件について若干、説明をさせていただきたいと思っております。

国の補正予算が成立しまして、速やかな給付をということで国から通知が来ておりますので現在、事務を進めており、今後、補正予算をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

なお支給に当たりましては、1月中頃までには支給ができればと考えております。また福祉課サイドとしてのその他の支援策につきましては現在、検討中でございます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） はい、では次のイのですね、農林業者への支援策ということでお尋ねをしたいと思うんですが。

推奨事業メニュー、この中で農林水産業における物価高騰対策支援としてですね、配合飼料の使用量低減の取り組みや、飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援というのが推奨メニューとしてあがっております。

本町でもこれまでに先ほど町長の答弁もありましたように、家畜飼料や施設園芸農家への補助なども伺いました。先ほど同僚議員からですね、農業経営の厳しさについてはね、具体的に語られました。私もいろいろ声を伺います。特に家族農業や畜産農家からですね、やればやるだけ赤字が増える、これ以上の経営は厳しい、廃業も考えているなどの声も聞きます。

全国的にも肥料や飼料、生産資材の異常な高騰で経営が困難に陥り、離農や倒産が相次いでいます。日本の食料自給率がカロリーベースで38%、輸入品が大半を占める種や化学肥料が入らないと想定した場合、日本の自給率は10%しかないとの東大の鈴木教授の指摘もあります。

ちなみに、農業県である熊本県は58%というふうになっているようです。基本的にはですね、先ほど町長の答弁ありましたようにね、国の農業政策の問題ですね。ですから実際にできることは限られている、そのことは承知の上で質問してるわけですが。

しかしながらヨーロッパではですね、農業農家への一定の所得保障を行って支援をしています。町長も先月の農林商工祭の挨拶で、原油燃料や肥料や飼料、農業資材や機械の高騰で農林商工業が大変厳しい。行政としてもできる限りの支援をしたいっていうふうに述べら

れましたね、挨拶でね。これはね、リップサービスで言われてるのではないと思います。

そこでですね、農業農家への支援策について、どのようなものをお考えなのかまず伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） 先ほど町長もご返答されてましたとおり、重点支援交付金につきましては、現在、企画観光課で取りまとめております。

産業振興課もこれを精査しながら、推奨メニューを参考に現在、協議中ということで明確な回答はできませんが、しかしながら予算の都合上もございますので、やはり予算を確保する、また先ほど議員がおっしゃいました所得保障という概念がですね、どれだけの予算規模になるかというのはもうご想像にしがたいところがあるかと思えます。

また来年度予算につきまして単独も含めた国・県あたりのですね、予算をですね、今現在、精査中でございまして、先般も九州農政局からいろんな資料を持って来られましたが、いずれにしろ国・県の予算の概略というのは、本町にどれだけ交付されるかということ、やはり次年度の10月近くになるというのが大体、行政の流れでございまして。

従って、やはりこういう即時的なカンフル剤を打つためには、できるだけ単独ということになるんですが、この単独というのはやはり全体的な予算としては非常に大規模な予算になるというのは町長がおっしゃったとおりでございまして。

言葉が足りませんが現在、12月までの短期間で予算を編成中でございまして、また先ほど議員がご指摘のとおり、広範囲な範囲にわたります園芸・酪農・畜産関係・肥育、いろんなところに影響いたしますので今現在、精査中というところでご回答を控えさせていただきます。終わります。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 町内でもですね、若い人たちが林業を立ち上げています。

そこでそういう方たちからの要望も含めて、林業への支援策についてはどのようにお考えになっているのか、そのことについて伺います。

○議長（宇佐信行君） 水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田 寛明君） それでは、お答えいたします。

現在、林業につきましては、重点支援交付金を活用して新規事業の創設については今のところ考えてはおりません。

来年度の予算につきましては本年度の補助事業をもとに検討しており、内容につきましては新築に伴う木材購入費の補助、山林の未利用材をチップ工場へ運ぶための搬出経費の補助、森林作業道の整備修繕費等の補助、シイタケの種駒購入の補助、鳥獣被害対策に関する補助等によりまして、林業者への支援を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） ぜひですね、大変な思いで経営をなさってる農林業の皆さんにですね、より添える、そういう支援策をですね、講じていただきたい。

次のウのですね、商工業など事業者への支援策について伺いたいと思うんですが、これ商工業についても推奨メニューの中ではですね、LPガスの使用や街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援というふうになっています。

そこで商工業に対する支援策について、何か具体的なものがありますか。

○議長（宇佐信行君） 小林産業振興課長。

○産業振興課長（小林 昭洋君） お答えいたします。

先ほどの農業の重点施策と同じでございまして現在、精査中でございます。

情報収集もまだ細かくは揃っておりませんので、編成中にかけて検討していきたいと思

います。終わります。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 今までのですね、答弁も含めて総括的に町長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、住民の方々に対するどういふことを施策を考えておられるのかということだったんですが、23年度には、本年度ですね、同じく住民税非課税世帯への給付の名目で電気・ガス・食料品価格高騰重点施策交付金として、対象者に3万円をもう既に交付をしてあります。それからプラス子育て世帯には1人当たり5万円が給付をされております。

今回の給付は、過去、先ほど13兆円ですね、今回の予算が、補正予算がありましたけれども、11月29日に参院を通過しました今回の給付については、過去2年間の徴収税額を国民に還元するというふうなうたい文句になってるようですが、重ねて福祉課長さつき言いましたように、住民税非課税世帯には本年7月28日に既に3万円を給付しておりますので、それに加えて7万円が追加給付されると。これは国のほうの追加給付ということですね。

これとは別に低所得非課税世帯で住民税を町県民税を払っている世帯には、10万円が給付をされます。これは今後ということですね。所得税と住民税を払っている世帯には来年度、2024年の6月頃に1人当たり4万円を定額減税をしますけれども、こちらの内訳は所得税が3万円で住民税が1万円という減額、合計4万円というふうになります。

町独自の支援については、町独自の支援策はなかなか一般財源では厳しいと思うんですが、国からの交付金があればですね、不足する部分に一般財源を付けて支援はできるかなというふうに思っております。今までも国の交付金で足りない分は一般財源を付けて支援をしておりますので、その場合には議会のほうにまた改めてご相談をしないでほしい。

先ほど企画課長が言いました商品券とかいう話をしておりましてけれども、そちらのほうについてはまだ今、協議中ですので、新年度の予算には多分、提案があると思いますので、慎重に協議をして議会のほうにご相談をしたいと思っております。

それから農業者への支援ということなんですが、これも前回、同じ質問がありましたけれども、まず原材料が価格が高騰しておりますので、昨年ですね、酪農家に対して飼料高騰特別対策事業の補助金を1,600万交付しておりますし。

これからはですね、今から予算を情報を集めながら予算を組んでおりますので、1月に予算の査定を行います。その中で昨年並みというか、現年度ですよ、5年並みのいろんな住民の方々へのいろんなお金のですね、給付・援助等はしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） ぜひですね、町民の皆さんに喜んでいただけるような政策判断、政治判断をね、町長にお願いしたいと思います。

2番目のですね、学校体育館の空調設備の設置について移ります。まず指定避難所にもなっている学校体育館の空調設備については、文科省が補助率を3分の1から2分の1に引き上げております。こうした制度を活用して設置できないかっていうことなんですが。

この問題については、私は令和元年の12月議会で質問を行いました。その中でですね、避難所のエアコン設置をっていうことで、想定外の災害の対応策、特に高齢者や障害者の避難所の環境整備として、1か所だけでも小学校体育館のエアコン設置を検討できないかっていう質問に対して町長は、必要だが空調ダクトで拡散するなどの検討や国の補助、設置費用、レンタル費用などの試算を行うというふうに答弁されています。

そしてさらに、つい前回の9月議会で同僚議員からですね、やはり避難所に空調設備整備ということで、昨今の異常気象により猛烈な暑さが連日続き、熱中症を発症するリスクも高まる中、指定避難所の空調設備は喫緊の課題ではということで、それに対して町長の答弁は、緊急防災・減災事業債という非常に有利な事業債もあるので考えていきたい。避難所は快適でなくてはいけない、しっかりと検討していくっていう答弁でした。

そして教育長もですね、教育委員会としても大きな責任があると思う。国の補助金等も利用しながら、可能な限り環境整備をする必要があるというふうに答弁されています。

今ですね、地球の温暖化から沸騰化と言われて、国内でも気温が40度を超える地域は珍しくありません。指定避難所になっている学校体育館への空調設備の設置は、緊急性と重要性が高まっています。

内閣府の調査では、全国の指定避難所82,184か所のうち、冷房機器を確保している指定避難所は51,744か所で、全体の63%になっています。また暖房器具を確保している指定避難所数は74.9%となっています。児童生徒の教育設備としての学校体育館の役割も気候変動のもとで、益々重要になっています。今や全国で学校の運動会やスポーツ行事で熱中症になって、児童生徒が救急車で搬送される事例は後を絶ちません。

山江村では今議会補正に、万江体育館にエアコンを設置するための工事費2,477万円を提案されています。

文科省のですね、公立の学校施設の空調冷房施設設置状況、これによりますと小・中学校の普通教室の空調は95.7%。同じく高等学校の普通教室は94.1%となっています。これに対して小・中学校の体育館等は、災害時の調達協定等により、緊急時には外部より空調、冷房設備を確保可能としている室の数も含めてですね、いわゆるスポットクーラーみたいなのも含めてってということだと思うんですが、22%です。高校では11.1%、特別支援学校は31.1%と設置がね、全体として遅れているわけです。

しかし文科省がですね、23年度から25年度までの3年間、公立の小・中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程特別支援学校などの屋内運動場、いわゆる体育館に空調を設置する場合、補助率を3分の1から2分の1に引き上げています。これは文科省の大規模改造空調冷暖房設備整備事業学校施設環境改善交付金というふうになっているようですが、対象工事費は下限額が400万円で、上限額は7,000万円となっています。

そこでですね、このようなものを活用して設置ができないのかどうなのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、やっぱり避難施設は快適でなくてはいけないというのは本当にそうだと思います。暑い中で、暑いのを我慢しながら避難するとか、それから寒いところを我慢しながら避難するということであってはいけないと思いますのでそういうふうな答えをしました。

議員ご質問されました件については先ほど議員がおっしゃいましたように、前回の議会で副議長のほうからご質問をいただいております。担当課のほうで答弁をしているところですが、9月議会でのお尋ねの折は、これから協議していきますというに答弁をしておりますので、じゃあ協議をしたのかどうかということをご質問だと思いますが。

9月議会でご質問を受けて答弁をして、10月2日にですね、副町長、教育長、総務課長、生涯学習課長、危機管理防災課長、防災担当、財政担当、そして私が集まりまして応接室で話し合いを行っております。話し合った結果はですね、空調設備の費用及びランニングコストを考慮すると、指定避難所の中で最大収容人数を確保できる町民体育館にまずは設置したらどうだろうかという考えで皆さん一致をいただきました。

町民体育館に整備をする方向で進めるということになりますと、多良木町の中期財政計画

がありますので、こちらの令和8年度に設計事業を上げるのはどうかと。これはまだ議会のほうにもご相談しておりませんのでなんですけど、そういう計画をしようというところですよ。

ここでまず設計事業として500万円ほどあげて、そして令和9年度に工事費として9,500万円ほど、合計の1億円を見込んで今後、検討していきましょうと。議会のほうにもこれを考えがまとまったらですね、ご相談をして、実施の方向で検討していければというふうに思っております。

これは9月議会の質問からこういう形で話し合った結果が、期間が財政計画は6年度から10年度までの計画ですので、これあたりで8年度に設計事業、9年度に工事ということで今のところ計画をしていこうという段階にはなっております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 教育長にもちょっと伺います。

○議長（宇佐信行君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 避難所への空調設備の設置についてのお尋ねでございますが、基本的には私の答弁はもう今町長の答弁と同じであります。

教育委員会は予算権ございませんので、町長さんのほうで頑張ってくださいましてぜひ設置の方向でですね、実現するように努力をお願いしたいと思っております。

ただ昨今の気象状況を考えてみますと、半端じゃありませんね。やっぱり天気予報でも危険な気温という表現を使っていますので、子どもたちもですね、非常に体育の授業なんかでは体育館でやる時、汗ダラダラです。熱中症で倒れる子どもも出てきますね。

ですからそういう現況を考えますと、願わくば町民体育館だけではなくて各学校にもですね、将来的には設置の方向で考えていかなければならなくなってくるかなという思いは持っております。

ただこの予算が伴うものでありますので、町の財政状況と相談をしながら取り組んでいかなければいけないだろうと思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） ぜひですね、早急に設置できるようにですね、力を尽くしていただきたいというふうに思います。

3つ目のふるさと納税について移ります。まず1番目の総務省のふるさと納税のルール厳格化を受けて、本町ではどのような対応、対策がとられているのかということなんです。

いただいた資料によりますとこの5か年度で、本町のふるさと応援寄附金の実績は平成30年度の2,872万4,000円から右肩上がり増加して、令和3年度には4倍以上の1億2,502万2,500円と、1億円を超えています。令和4年度では約1,800万円ほど減少していますが、1億705万円となっています。

そこでまず令和3年度から4年度で約1,800万円ほど減少しているんですが、このことについてはどのように分析をされたんでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） ご質問いただいておりますように、令和3年度から4年度にかけては、これまで右肩上がりに上がってきた寄附金が下がってきているということなんでございますが、まず令和元年度から2年度、3年度にかけて大幅に増えてきている要因を申し上げますと、一つ目は、やはりこれは人吉球磨全域にも言えることでございまして、令和2年度の豪雨災害、これによって人吉球磨地域を応援しようと言われる方が増えてきたんじゃないかなということも1点あげられます。

もう1点でございますが、令和2年度から本町の返礼品の一つとして、馬刺しを実は入れておりまして、その人気が高かったというところもございまして、

令和4年度でございますけれども、物価高騰等いろいろございまして、馬刺しがなかなかこ

う手に入らないということもございまして、返礼品として出されなくなったというところも1点下がってきている要因かなというふうに思いますし、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度の豪雨災害からの応援というものが3年度までは増えてきたけども、4年度はそれが少し下がったのではないかなというようなことが推察されるところでございます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） この資料によりますとですね、令和5年度、9月30日までの半期なんですが、この返礼品寄附額順位の品目では、東光寺なしやアンデスメロンなど地場産の他にですね、塩味の厚切り牛タンとか国産馬刺し桜うまトロとか牛丼の具パックなど、本町の生産加工製造ではないと思われる返礼品が上位5番内に入っているんですが、これはどんな理由によるものでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、お答えさしていただきたいと思います。

返礼品として国が認めているものの中に、地場産品以外のものでも県内で生産されたものであったりとか、加工を主に県内でされているところについては、共通返礼品という形で認めていただいているところもございます。

また5年度が一番下の牛丼の具というのがございますけども、これは隣のあさぎり町のほうで加工されておりまして、これも共通返礼品という形で認めていただいているということでございます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） そこでですね、ふるさと納税に関しては、総務省が10月からの返礼品が地場産品に該当するかどうかの基準、あるいは募集経費を寄附額の50%以下とするルールを厳格化したというふうに聞いてます。

多くの自治体が寄附金額の引き上げや返礼品の変更を迫られ、7割以上の自治体が見直したという報道がありましたが、本町ではそのことに関連しているのかどうなのかということも含めて、どのような対応、対策をとっておられるのか、その点について伺います。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、お答えさしていただきたいと思います。

ただいま議員申されましたとおり、今年の10月から非常にこう厳しい内容に変更されております。

その一つといたしまして、返礼にかかる費用の割合が50%というところがございますが、これまで返礼品の寄附額の3割以下であったりとか、経費は5割以下におさめなさいというようなルールはあったところがございますけども、その中で寄附を受けた自治体が寄附者からの申し出があれば、居住する自治体への税控除の手続を直接行うというワンストップ制度というのがありますけども、そういった費用であったりとか、あるいは兼務職員の人件費、それと寄附金の領収証の発行とその発送費用、こういったものはこれまではその事務費用として入れなくても問題なかったといえますか、非常にこうグレーゾーンであったというところでございます。これが10月から厳格化されたということで、必ずその5割以内におさめなさいというようなことでございます。

本町におきましてこれらを見ましたところ、55%ほどにこの事務経費がかかってくるというようなことも出ましたものですから、それを今後どうするかというところで、ふるさと納税の業務を今、多良木町は財団のほうに委託をしております。総務課と、それから財団の方とで協議をした結果、まず一つ目に中間委託業者の見直しというのを行いました。

これまでは新規の返礼品を増やしていく場合の制限というものがかかっておりましたけども、それがなくなった。それと画像等の使用制限とかありまして、著作権とか使用権とかありますけども、そういったものを支払わなくてはならないというのが今回、変更後は要ら

なくなったということで若干、事務経費が抑えられたということでございます。

一番大きいのが、返礼品でなくて納税額寄附額の増額でございます。これもほとんどの自治体でも行っているところでございまして、ご承知のとおり、多良木町の返礼品が一番多いのが梨でございます。梨の金額を下げてくださいと私たちも言えませんが、やっぱりそれを同額で提供していただくためには、寄附額をこれまで1万円だったものを1万2,000円とかいう形で、3割以内のほうに抑えるということが必要になってまいりました。そういうことで一つ一つの返礼品について精査をいたしまして、これまでよりも納税額といいますか寄附額、これを上げさせていただいたということでございます。

それからもう1点でございますが、先ほどの地場産品の基準の改正というのもあったところでございますけども、本町においては影響はあっておりませんので問題ないところでございます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 二つ目のですね、今後のふるさと納税の活用や見直しについては、どのような分析・検討がなされているのかということなんですが。

ふるさと納税っていうのも豪華な返礼品の競争や産地の偽装など、売れば何でもいってという商業主義に翻弄され、納税者の多くは寄附受入れ自治体が提供するお得な返礼品を得ることが動機となって制度を利用しているっていう側面が強いわけですね。自分が生まれ育った故郷に寄附することで自治体を応援するっていう、本来の寄附とは程遠いものになっています。

そこで今後の活用、見直しについてはどのような分析なり検討、そういうものをお持ちなのか、簡潔にお答えいただきたいと。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、お答えさせていただきたいと思います。

今議員申されましたとおり、ふるさと納税の本来の目的っていうのが、若干こうずれてきているように感じているところでございます。

ただ、このふるさと納税に関しましては、本町においても大きな財源の一つともなっておりますので、何とか多良木町に寄附をいただくような努力が必要かなというふうに思っております。

財団のほうでも職員2名を雇用させていただいて、一緒に町内の生産者等を回って新しい商品等の開発等に向けてもお話をさせていただいているところでございますので、また今後も財団と一緒に、次の返礼品に向けて協議をさせていただいて、できるだけ多くの寄附をいただくように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 町長に2分で答弁していただきたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先ほど総務課長申しましたように、ふるさと納税、結構大きな財源になってます。それで基金を積立している部分もありますので、これは、この制度はですね、菅内閣のときにできた制度なんですけど、有効活用をしていかなくてはいけないと思います。

いろんな形で政府のほうで5割以内ということで規制をかけてきておりますので、それを守りつつですね、県のほうからも時々このようになってますよとアドバイス等いただきますので、そこあたりをしっかりと活用しながら、地元産品を外部に向けて紹介していけるようなサイトをですね、これからも努力して作っていきたいというふうに思ってます。

今、財団のほうで頑張ってくれてますので、財団と担当者のほうで密に連絡をとりながら、ふるさと納税、しっかりと頑張って収益を上げていければというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 久保田議員、ちょうど 12 時ですね、正午になりましたので、ここで暫時休憩とりたいと思います。よろしくお願ひします。

ここで暫時休憩のために、一時休憩いたします。

午後はですね、1 時より開会いたします。

(午前 11 時 59 分休憩)

(午後 01 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。6 番。

○6 番（久保田 武治君） それでは 4 つ目の学校の不登校問題について伺います。

まず(1)の町内の学校での現状はどうかっていうことなんですけど、昨年度の小・中学校の不登校児童数は前年より約 5 万 4,000 人ほど増えて、過去最高の 30 万人に迫っています。

先日の常任委員会でも不登校問題は一定の議論もされまして、教育長もですね、それなりの所見を述べられたんですが、確認も含めてですね、まず町内の学校での不登校の現状について伺います。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

令和 5 年 11 月末現在、町内小・中学校で 17 名の報告を受けております。

○議長（宇佐信行君） 6 番。

○6 番（久保田 武治君） それでですね、その不登校の原因や理由についての把握や報告はなされていると思うんですが、その内容はどのようなものか、差し支えない程度で答弁をいただければと思うんです。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

不登校等に関する報告は毎月、町内全学校から行われております。

欠席日数、欠席理由、不登校の場合は要因、外部専門家の活用状況等が明記されておりますので、それにより教育委員会といたしましては状況を把握しているところです。

なお、不登校の原因はケースにより様々ではございますが、理由は本人の無気力、不安が多くを占めている状況にあります。

○議長（宇佐信行君） 6 番。

○6 番（久保田武治君） そこでですね、現場ではどのような対応・対策がなされているのか。とりわけ教員の働き方とも併せて答弁をいただきたいと思うんです。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一朗君） お答えいたします。

不登校の問題については全国的、本町でも大きな課題と捉えており、教育委員会、町内校長会でも毎回、情報を共有しているところであります。

以前の答弁の繰り返しになりますが、各学校において様々な対応をしていただいておりますが、なかなか改善には至らない状況にあります。

不登校対策には、不登校児童・生徒を生まないための不登校予防対策の取り組みの実施が必要です。その中でも魅力ある学校づくりについては、学校訪問、校長会議等、あらゆる場面で教育長から指導をされています。学校経営の充実を通して、一人一人の児童生徒に自己肯定感、自己有用感を感じさせることが大切であると考えています。

現在、学校現場においては不登校の未然防止と解消に向けた初期対応として、欠席 10 日目までにはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門機関との早期連携を図る愛の 1・2・3 運動+1 を徹底し、担任任せにならないよう、学校総体でチームとして連携しながら解決に向け日々、努力をいただいております。

さらに本町独自の取り組みとして、今回の補正予算で計上しております福祉課所管の子ど

もの貧困対策推進事業費県補助金を活用し、不登校児童・生徒の居場所作りを来年の1月から3月まで試行として取り組みます。具体的な内容は、週1回1時間程度ですが、多目的研修センターの図書室等の一角を活用し、学習支援等を行います。講師は教員免許を有した人材を充て、教育委員会に在籍しています吉村教育指導員にもフォローをしていただきます。

この3か月の試行結果を踏まえて、教育支援センターの開設についても検討していきたいと考えています。この取り組みは先生方主導ではありませんので、不登校児童・生徒には繋いでいただきますが、負担感はありませんものと考えます。この新規の取り組みにより不登校の解消につながれば、先生方の働き方改革のまた改善の一助になるものと考えているところです。

今後におきましても新たな取り組みを実践しながら、不登校問題の解消に向け学校・家庭・関係機関との情報共有を行いながら、各々の事案にあった対策を検討していきたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） はい、それなりのですね、受け止めと対応がなされてるっていうことは今の答弁で分かりました。

三つ目のですね、スクールカウンセラーや専門家の活用はどのようになっているのかっていうことで、今の答弁の中でもスクールカウンセラー、あるいはソーシャルワーカーのですね、果たす役割についても答弁がありました。さらにですね、例えば心理療法士、あるいは学校内で起きるいじめや虐待のほか、学校が抱える問題に法的に助言する弁護士、スクールロイヤーの配置も始まっています。山江村では子育て相談室が開設されましたね。

文科省の調査ではですね、不登校の要因についての学校側の回答として、無気力・不安が52%、生活リズムの乱れが11%、家庭に係る状況が12%で、全体の7割以上はですね、本人と家庭が原因だというふうにしています。

ところでですね、この不登校の子どもを持つ親などが参加する組織が山梨県の笛吹市にあるんですが、その鈴木代表という方がですね、いろいろコメントを出されてるんですが、この方も自分の子どもを不登校にですね、そういう経験を持っておられる方なんですが、その方がですね、こういうふうに言われてます。

不登校増加の原因についてはまず考えるべきは、不登校の構造だと。どういう構造で不登校になるのかっていうことをね、掴むことが大事だと。子どもが過剰なストレスを受けて心の傷を負った結果、ストレスの主要な現場である学校にいられなくなり、本能的に防衛するために家庭に退避しているということも考えなければいけない。

いじめや自殺も当然増えています。要するに学びづらさや生きづらさ、そういった深刻な状況の中で非常なこういう事態がね、起きてるんじゃないかっていうふうな、そういう分析を述べられています。

その背景に何があるか。現在の教育政策があるというふうに指摘されてます。ストレスの主な原因、学力向上という競争圧力と基本意識といった同調圧力だというふうに分析をして、本人や親の責任だけではないっていうふうに言われてます。

特にですね、今、格差拡大の中で親の貧困、親の貧困＝子どもの貧困につながりますが、そういう中での家庭状況で厳しい家庭がどんどん増えてるっていうことももちろんその原因があります。学び直し以前に、子どもが安心して心の傷を回復させる家庭環境の保障が重要だというふうに言われてます。そのために親への財政的支援や相談支援をね、求める。そしてまた子どものストレスを減らすために、学校については少人数学級や正規教員の増員を含めて、競争や管理主義から子どもの主体のゆとりある教育の転換が必要だというふうにこの代表が述べています。

つまりですね、不登校の子どもたちにとって学校は居心地のいい場所になっているのか。

自分の個性が尊重される、そういう環境にあるのか。勉強を分かりやすく教えてもらっているのかなど子どもたちの目から見て、学校が自ら進んで行きたいスペースになってるかどうか、そういうことを考えることが大事だっていう指摘なんです。

当然、先ほど申しましたように、国の教育政策とも関わってくるんですが、今、紹介した内容も含めて、教育長の所感と今後どのような取り組みをなさるのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（宇佐信行君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤 邦壽君） 不登校問題であります。この不登校問題は全国的に大きな問題でありまして、喫緊の課題であるわけでありましたが、全国で 30 万人近くになろうとしているということです。私が現役の頃は 10 万人になった、こらもう大事という時代がありました。今はもうそれが 3 倍の 30 万人になろうとしております。

熊本県はどれくらいか。2,200 人ぐらいですね。球磨人吉はどうだろうか。球磨人吉は不登校傾向児童・生徒、それから完全な不登校、合わせまして 200 人ぐらいですね。ですから人吉球磨管内は 10 市町村ですから、10 で割りますと大体、一つの町村に 20 人がおるような感じになるわけですね。多良木は今 17 名ですから、大体その平均的なところにあるんじゃないかなと思っております。

不登校になる要因というのは今議員さんおっしゃいまして、いろいろな原因、理由等も考えられるわけでありまして。学校側の問題、あるいは家庭の問題、社会全体の問題ですね、生きづらさ学びづらさ、こういう言葉もありましたけども、確かにそういうものもあるんじゃないかなと思います。

そこで一朝一夕には解決はいたしませんけれども、現実にはそういう不登校児童・生徒がいるならば、学校としては一生懸命対応する、しなければいけません。学校としては、大体どういう取り組みをしているのかなといつも聞かれる場合があるんです。案外、学校の先生方がどの取り組みをしているかは知られていない面があるんですね。ですから、ここでいい機会ですので、学校ではどういう対応をしているのかと、それを少し申し上げてみたいと思います。

まずはですね、学級担任がおります。学級担任が不登校児童・生徒の実態把握、それから原因分析ですね、これを行います。それから保護者との面談です。保護者と会って家庭での様子、あるいは不登校に対する親の思い、学校への要望、こういったものをお話を伺います。

それから学校におきましては、どこの学校もいじめ不登校対策委員会というのが組織されてますので、そこで全職員が集まって当該児童・生徒に対する情報提供・情報共有を行うわけです。そのうえで組織としての具体的な対応策の検討を行います。基本的には当該児童を抱える学級担任が対応しますが、基本方針としては全職員で対応していく、一人任せにしないということでありまして。

それで現在は学校だけでどうしても手に負えないと、非常に複雑な問題になってきたといった場合は、教育事務所にですね、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、こういった方々が 6 名常駐していますので、学校からの要請に応じて教育事務所に依頼をいたします。そしてそのカウンセラーの方々と一緒になって、不登校対応に当たっていくわけでありまして。それから場合によっては、精神科医の所見なども参考にしていく、指導の参考にしていくというようなことですね。大体どこの学校も今申し上げましたような対応をしているわけでありまして。

そして多良木町の場合は、町の福祉課との連携ですね、これもございますので、これは非常に有効になっていると思います。要するに大事なことは、働き方改革の面もありますけども、担任一人に任せきりにしないと。組織をあげて不登校対応に当たっていくということになります。

そこで不登校対応ですね、大事なことです。これももういい機会ですので申し上げておきたいと思いますが、まず第1点は、学校と保護者がですね、対応について同じ方針で臨むということです。食い違えば、双方に不信感や反感が生まれてきます。ですから一致した方針で臨む。

2点目は、学校では毎日のように指導しています。対応しています。その対応した内容、指導した内容を保護者に知らせるということです。これをきちんとやっておかないと、学校は何も対応してくれないという不満が出てきます。ですから今日はこういう指導をいたしました、こういうお話をお子さんとしましたということを、毎日のように報告をすべきであると思えます。

私が入吉二中の教頭のとときに、裁判沙汰になりそうになったことがあります。これ一番大きな原因は、その学校ではこういう指導をしたんですよというのを知らせてなかったんですね、担任が。ですから学校は何もしてくれない、もう裁判するとなりましたが、大事になりかけましたけども、何とか食い止めましたけども。ですから指導の内容を保護者にきちんと知らせるということです。

それから電話じゃなくてですね、対面で保護者の方と面と向かって話をすることです。これも大事です。それから日頃の保護者との付き合いですね。これをですね、しっかりやっておくことが大事です。そしてコミュニケーションをしっかりとして人間関係ができておれば、不登校のゴタゴタはやっぱり解決に向かうと思えます。

それから最後ですけども、不登校の様子が見え始めましたらですね、やっぱり初期対応が一番大事です。素早く対応する。できるならば、校長・教頭がすぐ家庭に出かけて行ってお話を聞く。こういう丁寧な初期対応があれば、なかなか長引くことは少なくなるのではないかなと思っておるところであります。

ちょっとお尋ねになられていないことも申し上げてしまいましたけども、ひとつの機会でしたので申し上げます。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 具体的なですね、方針まで答弁いただきました。

要は社会問題、そして学校が抱える問題、それから親が抱える問題、そういったものが複合的に混ざりあって現在の状況というのは出てきてますんで、それを全てきちっとこう改善できる方向に動かなければなかなかそういう事態がですね、やっぱり解消していかないということだと思えます。

今、教育長にも答弁いただきましたけど、町長にもコメントありましたらどうぞ。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、私も今、佐藤教育長のお話を聞いて大変勉強になりましたけど、やっぱり不登校の家庭とのコミュニケーションというか、人間関係をきちっと作っていくというのは大事だと思いますね。はい。あとは教育長と考え方は一緒です。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） それでは5番目、最後の川辺川ダム問題について伺いたいと思います。

まず一つ目ですが、立野ダムの試験湛水が延期になっていました。理由は7月の大雨で流木やごみが流入して、撤去に時間がかかるなどとなっています。

そこでですね、はるかに大規模で同じ流水型の川辺川ダムでも流木やごみ、土砂の流入などで穴がふさがれる事態が予想されるのではないかということで、この問題についてダム促進協議会ではどのように議論されてるかってあげてますけど、ダム促進協議会ではこのような議論はなされていないと思うんですが、しかしこういう情報を共有することは当然、必要なことだと思いますよね。

そこで促進協議会はここ最近、何か開かれたことがあるのでしょうか。どうなっていますか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、ここ最近は要望がもう大体、出尽くしましたので開かれておりませんが、なるべく川辺川ダム早く作ってほしいという要望は、国土交通省に行ったその都度、伝えています。

九州地方整備局は10月30日に試験湛水を延期するというふうに発表しましたが、12月6日だったですかね、先日、専門家による検討委員会が開催されて、来月1月の中旬に開始することが報道されてました。これはもう議員もご承知のとおりです。

国交省は、試験湛水が遅れた理由については今言われたとおり、大雨が影響したためというふうに公表してますけども、ダム推進協のほうではですね、この論議というのはなされてません。というのはダム推進協自体が現在、開かれて、現在っていかあれから要望以降、開かれておりませんので、この立野ダムについての論議は行われておりません。

この件については恐らく、国交省のほうから然るべき時期に町村長に説明があると思ってましたけども、今回の公式発表で本体関連の工事が夏の大雨の影響で遅れたという、今議員がおっしゃったとおりの理由が発表されましたので、それが正式発表だと思います。

茨城県のつくば市に国土交通省、国土技術政策総合研究所というのがありまして、そこで全国のいろんなダムの事案に関して、専門家が技術的な研究をされてます。土木推進協議会でも、私はちょうど用事がありまして行けませんでしたけど、前の塚本副町長が行っております。そこでいろんな説明がなされたということで、それを私も復命を聞いてるんですが、立野ダムの場合は、何度か実験を繰り返して研究所にデータをフィードバックして、最良の方法を今度は返していただくという対処方法を考えられているというふうに聞いております。

国土交通省の方々は技術屋ですので、様々な方法で不測の事態を防ぐために、技術的な方法論を導き出されると思いますし、今回の試験湛水もその方法論をですね、導き出すためのワンストップだというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 立野ダムの湛水試験についてはですね、来年1月の中旬に行われるというふうに最近、報道されています。

この間、私は流水型ダムでも土砂や大量の流木で水が濁ることや、スクリーンの穴がふさがれる危険性があることを指摘してきました。

実はですね、山形県にあります最上小国川ダムというのがあるんですけど、これも流水型ダムです。これがですね、大量のごみや流木で穴が塞がれています。これ2019年の10月なんですけど、ちょっと見づらいかと思うんですが、ちょっとこれですね、まずこれがダムの本体なんですけど、要するに少しの増水でも流木が押し寄せたということで、下に流木が。

これは市房ダムも豪雨災害のときはですね、大量の流木が流入をしてっていうことはご承知のとおりなんですけど。これはですね、同じくその後に、このダムのスクリーンにですね、流木かびっしりについてしまってるっていうその絵なんです。

ですから今回の立野ダムの問題はですね、大雨で大量の流木や土砂の流入が実際に起きて湛水試験ができなかったっていうことですから、当然、川辺川ダムでも同様の事態が想定されるということだと思えます。

特にこれまでも指摘してきましたが、川辺川ダム建設予定地の地盤が弱いという問題、崩れやすいっていう問題を申し上げてきました。これは熊本大学の松本名誉教授、あるいは相良村長の吉松村長もあの辺の地盤が弱いことは住民がよく知ってるっていうふうに、私に直接申されましたので、そういうことだと思えます。

穴が塞がればダムは溜めるだけになって、緊急放流の危険性を高めるっていうことになる

んですが、こうした事態については町長どんなふうにお考えになりますか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今回の川辺川ダムというのは、水を溜めておくためのダムということです。それだけ単一目的で作られますので、議員言われたように、確かに市房ダムも流木がダムの上流から流れてきた流木、沢山あそこに溜まってましたので、あれを撤去するのにまた大分お金はかかったのかもしれませんが、あれを撤去して、適当な長さに切っている方々が持って行かれたんですけども、そういうことは多分、想定をされていると思います。

当然あそこで水を溜めるわけですから、上から流れた流木は、間伐材とかそういうのは恐らく、川辺川ダムについてもですね、あそこに溜まるのではないかという。それはもう当然、想定内ではないかなというふうに思ってます。

12月4日に第8回の球磨川流域治水協議会というのが県庁の地下大会議室で開催されました。流域の12市町村出席をして行われましたが、この折に、球磨川水系流域治水プロジェクトと川辺川の流水型ダムの環境影響評価の概要というのも示されました。この後、環境影響についてもお尋ねになるということです。こちらのほうはちょっと答弁はその時にしたいと思うんですが。

確かに流水型ダムも市房ダム、それから先ほど言われた最上小国川ダムですかね、そちらも流木が溜まったということです。それはもう多分、川辺川ダムも同じではないかなというふうに思います。

それは当然、撤去しなければならないということになりますのでそこでちょっとお金はかかるかもしれませんが、それは議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（宇佐信行君） 6番。

○6番（久保田 武治君） 確かにですね、川辺川ダムは水を溜めるダムではなくて、通常は要するに放流してる。ところがこの小国川ダムもそうなんですが、この放流口がですね、流木した土木などで要するに機能不全になったという、そういう事例なんですね。

ですから当然そういうことも含めてもっとやっぱり少なくとも全国に幾つもありますんで、やっぱりそういうことを治水協議会なり、あるいは促進協の中でもですね、やはり情報をきちっとやっぱり収集して、その辺の分析はですね、やっぱりなさる必要があるんじゃないかっていうことを申し上げておきたいと思うんです。

二つ目のですね、環境影響評価についても「環境への影響未知数」などの報道もあるんですが、どのように受け止められるかっていうことなんですけど、川辺川ですね、流水型ダムに関する環境影響評価方法レポートというのが何かこの間、発表されて説明会がされるということなんです。これでは試験湛水やダムの供用に伴う洪水調節施設内の峡谷斜面への影響に関し、土砂流出の発生も考慮したうえで河川内の堆積量や水の濁りに及ぼす影響について予測評価を行うというふうになっていると思うんです。

ところがその環境影響評価準備レポートのあらましっていうのが出てるんですけど、今日ちょっと持ってきませんでしたけど、これについては水の濁りにについては認めているんですが、堆積土砂の量の予測や流木等で穴がふさがれた場合の環境影響についての評価が確認できません。5,070ページに及ぶレポートなので、どこかに書いてあるのかもしれませんが、しかしポイントを述べたあらましには載っていない、少なくとも私が確認した限りでは今のところそういう状況なんですね。

つまり専門家もですね、土砂流出を考慮してっていうふうに言っているのに、国交省はそのことを想定していないのではないかな。あるいは想定したくないのか。ということになるとですね、こんなことで本当に納得できるのかどうか、大いに問題があるのではないかなというふうに私は思ってるんですが、町長どんなふうにお考えになりますか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、先日 12 月 4 日に治水協議会があって、その前ですね、11 月 28 日からさっき言われた 12 月 28 日までの間に縦覧が開始されたということで、議員がおっしゃった 5 千数百ページにわたる環境影響評価に対する準備レポートというなるものですね。議員よくご承知でそのダイジェスト版というのもあります。まだ私はそちらのほうにはまだ目を通してないんですけれども、目を通さざるを得ないというか、きちっと見ておかなくちやいけないと思いますので、少なくともダイジェスト版ぐらいは見ておかななくてはいけないかなと思いますが。

その中には無かったというふうに議員おっしゃいましたけれども、一応、何ていうかこう人吉、錦、相良、五木、山江、球磨あたりですね、各町村に備付けてあるということで縦覧が可能であると。このレポートに対する意見書も提出することができるというふうになっております。提出期限は来年の 1 月 11 日までというふうになっております。会場備付けの所定の様式、あるいはホームページからダウンロードもできるというふうに書いてありますけれども。

この件につきましては 11 月 28 日に熊日、それから人吉新聞、朝日、読売、毎日、西日本各紙にこれが載っておりましたので、住民の方々、関心のある方はこれをご覧になるとは思いますけれども、この準備レポートに関する説明会がですね、12 月 16 日から 21 日までですね、先ほど申し上げました人吉、錦、相良、五木、山江、球磨村、下流が主になるんですけども、こちらで開催をされるということになってます。

川辺川ダムについては、河川整備計画の中でダムを作るということになってますので、今その方向で進んでるんですが、これは皆さんでよく読んでいただいて、私もこのダイジェスト版はきちっと読んでみたいと思ってるんですけども、そういう評価で有識者会議のほうではですね、一応、容認をされているというふうに私は認識をしております。

○議長（宇佐信行君） 6 番。

○6 番（久保田 武治君） 今、町長の答弁ありましたように 16 日からですね、説明会始まるということで、特に流域市町からもですね、分かりやすく丁寧に説明してほしいという、あえて要望がなされたっていうのは、非常に難しい用語がたくさん出てきて、ごく普通の人にはですね、何が何かよく分からんっていう、そういう説明会がずっとされてきてるわけですね。

私はそれに加えてですね、申し上げたいのは、隠ぺいや改ざんが得意な国交省のですね、本当に住民にとって必要なですね、言わば国交省にとって都合な事実も正確にですね、やっぱり説明すべきであるということをおね、つけ加えたいと思いますし、ぜひ町長からもそのことをですね、申し上げていただきたいと思うんです。

以上申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、6 番久保田武治議員の一般質問を終わります。

次に、8 番猪原清議員の一般質問を許可します。

8 番猪原清議員。

猪原 清議員の一般質問

○8 番（猪原清君） それでは、通告書に従い一般質問を行います。

その前に議長にご許可を得たいと思いますが、私の質問の質問事項の 1 番と 2 番につきましては、所属常任委員会所管のことではありますが、2 問とも社会的問題であり、大所高所からの建設的議論が必要だと思っておりますので、この件に関する質問の許可をお願いします。

○議長（宇佐信行君） はい、許可いたします。

○8番（猪原清君） それでは質問事項の1番、認知症行方不明者対策はということで、全国で認知症の行方不明者が後を絶たず、各地域・自治体も対応に苦慮している。地域や自治体で独自の対策をとっているケースもあるが、町では今後どのような対策をとっているかと考えているかということ。

認知症の方の行方不明問題につきましては、以前からも全国的な問題となり、この地域でも度々発生している事案であり、各地域単位でも独自の対策を進めておられることもあって、私自身、被害に遭われる高齢者や家族は減少しているものかと思っていましたが、今年1月の熊日新聞の報道によりますと、実は2021年に全国で認知症やその疑いがあり、警察に届出があったのは過去最高の1万7,636人、警察庁が統計をとり始めた2012年の9,607人と比べて2倍近くに増えたということです。

それだけ認知症になる人が増えているということかもしれませんが、認知症高齢者の徘徊による行方不明については発見の遅れが即、命の危険に関わるということで、各自治体にとっては喫緊の課題となっています。本町でも過去に同様の事例があり、近隣の町村でも行方不明後に不幸にも死亡されて発見されたという事例も発生しています。

同紙の報道によりますと、2021年の行方不明者のうち、450人は死亡が確認され、236人は21年中に所在が確認できなかったということです。

そのことに対し、行方不明者の早期発見に向けた情報共有システムを導入している自治体も多く、例えば熊本市においては、認知症の方の氏名、連絡先、身体的特徴などの情報を共有し、自治体と高齢者支援センターで、熊本市には高齢者支援センターというものがあるそうです。で連携して対応したり、認知症の方の衣類にQRコードを張りつけて、発見者と家族が連絡を取り合うことができるようにするサービスを始めるなど、対策をとっているとのこと。

これからの季節、特に暗くなる時間帯が早くなり、また気温の低下で特に高齢者においては低体温の危険性が出てきます。

私は過去にもこの問題に対応するため、自治体だけではなく、福祉施設や宅配業者、郵便局とも連携して地域全体で認知症高齢者を守る仕組みをつくることが重要だと言ってきましたが、そのような対策は今現在、どの程度までどの範囲まで取られているかお伺いします。

○議長（宇佐信行君） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） それでは、お答えいたします。

本町におきましては、近年は認知症高齢者の徘徊による行方不明事例は発生しておりませんが、保護事例は発生しております。昨年は2件、今年度に入りまして1件発生しております。いずれも命に関わることはございませんでしたが、その中には、隣の町で発見された方もいらっしゃいました。

認知症高齢者の徘徊による行方不明問題につきましては、私たちも喫緊の課題であると捉えております。認知症の方が行方不明になられた場合、いかにその方の情報を把握し、早く伝えるかということが重要になってくるかと思えます。

現在、町の認知症高齢者の見守りの取り組みとしましては、ご家族等から事前に認知症の方の氏名、身体的特徴、連絡先等を記載した事前登録票と本人の写真を提出していただき、その情報を町、多良木警察署、人吉警察署、上球磨地域包括支援センターで情報を共有しております。またご家族等の承諾が得られれば、登録者が立ち寄られそうな事業所にも情報の提供を行っております。現在は9名の方が登録されております。

また実際に行方不明者が発生した場合には、球磨地域振興局、人吉球磨管内10市町村及び人吉警察署、多良木警察署等で構成します球磨圏域高齢者徘徊SOSネットワークにより、情報伝達が速やかにいくような体制づくりがなされております。

しかしながら、まずは少しでも徘徊の恐れがあるような方を登録してもらうことが早期の発見につながるかと思っておりますので、再度登録の周知をしたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 8番。

○8番（猪原清君） 現在の取り組みについてはよく分かりました。

実は、私自身も認知症の家族を介護しております。この問題は当事者にとりましては実に切実な問題であり、毎日のサービスの利用でかなり救われている部分もあります。

このような介護保険サービスを受けるうえで必要なのは、要介護または要支援認定であります。その認定の前に実施される要介護認定調査や要介護認定審査会で介護を受ける本人の身体状況、認知症の状況などの情報は認定調査結果や主治医意見書などで詳細に把握できます。

このように徘徊の恐れのある認知症の方の情報を、可能な限り複数の機関で共有することは我が町においても可能であると思っておりますが、これらの的確な情報をもとに対策をとられたらどうかと。これはある意味一つの提案としてですが、この辺、この質問に対してのお考えをお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀 英治君） お答えいたします。

介護認定に係る調査資料等から認知症の程度や徘徊の恐れなどに関する情報は把握することは可能ですが、その情報はあくまでも介護認定に必要な情報として徴するものでございますので、その情報を他の機関と共有することは個人情報の取扱い関係上、難しいかと考えております。

先の答弁で申しましたが、まずはそのような方を把握したい場合には、見守り登録を進めるなどの対策をさせていただきたいと思っております。

なお、今後も認知症高齢者の方の徘徊事例は発生することが予測されますので、他市町村でも様々な取り組みがとられておりますので、良い事例等ございましたら、本町でも取り組むことを検討してまいりたいと考えております。

○議長（宇佐信行君） 8番。

○8番（猪原清君） 上球磨地域包括支援センターでも認知症対策チームにおいて、該当する認知症高齢者を各方面の専門家でカンファレンスしておりまして、関係町村もこの取り組みに負担金という形で支援しています。

せっかく地域ぐるみで負担して取り組む事業があるということであれば、積極的にこの問題には取り組まなくてはいけないと思っております。町長はどうお考えでしょうか。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今の質問なんですけど、議員は長くこの分野の専門家として仕事をされてこられた方でもありますので、それはもうまさにおっしゃるとおりだと思います。

高齢化が急速に今、進んでおりますので、多良木町で43.8%、間もなく50%になるかというところなんですけど、町は積極的に関わっていくべきだろうということは思っております。

現在、3町村と上球磨地域包括支援センターで共同して行っております認知症対策に関する取り組みについてですけれども、高齢化の進展が著しく、ひとり暮らしや高齢者のみのご夫婦の世帯が多い中で、高齢期に起こりやすい認知症に関する取り組みについては、地域全体で大変重要な課題と考えておりますので、議員おっしゃるとおり、認知症高齢者を支えるうえでの課題を探りながらですね、これからそういうものに対する皆さんにも関心を持っていただきたいというふうに思っております。

課題が五つあるというふうに伺ってます。これは上球磨包括支援センターのほうにですね、

ちょっと情報をとったんですけれども、老老介護、それから認知介護で生活環境が悪化しやすいというのが一つです。それから介護するために家族の仕事が制限されるということ。それから介護が虐待につながる可能性が高くなる。それから早期対応しなければ進行が早く、重症化する可能性がある。それから重症化すると介護サービス量が増え、介護給付費が増大するといった問題が生じるということを含括支援センターのほうではそういう考えで対処しているということでした。

認知症に対する一次予防対策としては、生活習慣病の予防など、認知症になりにくい生活習慣や環境を整えることが大切であるということです。これは既に町の保健事業の中では多良木町では保健師が取り組んでおりますけれども、二次予防としては、軽度認知障害、MCIというんだそうですけど、これの発生リスクが高い場合など、早期発見・早期治療を行い、認知症への進行を防止する対策をとることが大切になってくるということになります。

この段階で早期に対応できるようにするためには、町が令和5年度から実施しております高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における把握、あるいは地域住民からの相談がしやすい環境の整備。関係団体、先ほど担当課長が申しましたような関係団体との連携体制をつくっていく、そういった情報共有できる体制をとっていくことが必要ですので、このことはご本人の認知症の度合いを、進行を防止するという意味、それから介護者や家族をサポートして負担の軽減につながるという認識を持っておりますので、これからもそういう事業をですね、展開していくことは必要ではないかというふうに思っております。

○議長（宇佐信行君） 8番。

○8番（猪原清君） 実は12月5日の人吉新聞にも出ていましたが、人吉市で高齢者が行方不明ということで、12月3日の夜から83歳の女性が行方不明ということになってます。

やはりこういうのはもう常に起こっているわけですね、今はですね、近隣の町でも。

先日の人吉市議会の一般質問でもこの認知症高齢者については質問されましたが、そのときは認知症高齢者が、例えば行方不明になったときに人の家のものを壊すとか、その補償はどうするかということで出てたんですが、やっぱりこうまずはその認知症で徘徊されて行方不明になる人のやっぱり命が一番大事だと思うんですね。

それを介護する家族が不安になったり、悲しみに陥ったりですね、しますので、この問題につきましても引き続き行政のほうでも真摯に喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思います。

2問目に移ります。

議長、すいません。シナリオが出てきませんので、暫時休憩をお願いします。

○議長（宇佐信行君） はい、それでは暫時休憩を致します。

(午後01時51分休憩)

(午後01時59分開議)

○議長（宇佐信行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。8番。

○8番（猪原清君） ちょうど私の自慢のタブレットが今風に言うとバグってしまって、いいタイミングで暫時休憩いただきましたのでありがとうございます。

2番の質問で、学習活動における生成AIの活用と悪影響への対策はということで、生成AIについては有用性と危険性が世界レベルで話題になっております。教育現場におきましても、生成AIを使った自宅学習や読書感想文作りなどに問題が発生したという事例が報道されております。今後、教育現場で生成AIの活用や悪影響に対する対策はどのようにしていくのかということで。

今年の夏、文部科学省は小・中・高等学校向けの生成AIの学校でのガイドラインを公表しました。そこでは生成AIはニセ情報の拡散や個人情報の流出、著作権侵害などのリスクが懸念される一方で、使いこなす力を育てていく姿勢も重要だとして、活用が有効な場面を

学校で検証しつつ限定的な利用から始めることが適切だとしています。

適切な例としましては、子どもたちがグループでの考えをまとめたり、アイデアを出したりする途中段階で足りない視点を見つけ、議論を深めるために活用する。英会話の相手として使う、これは教育長の得意分野ですね。情報モラルを学ばせる為、あえて生成 AI の誤った回答などを使ってその性質や限界などを学生に気づかせるなどを示し、これと反対に適切でない例としましては、生成 AI のメリット・デメリットなどを学習せずに子どもたちに使わせる。読書感想文やコンクール、レポートを提出する際に生成 AI が作ったものを自分の成果として提出する。これはまさに私が先にラジオ番組で聞いた生成 AI のリスクです。

仮に私が学生るときこういうものがありましたら、私はもうとっくに飛びついてやってやったかなと。これは仮定の問題ですけど。

文部科学省はあくまでも今回は暫定版であり、今後は科学的な見解などに応じて見直していくとのことですが、教育長初め、生涯学習課はこのガイドラインは既に読まれていると思います。

教育現場にはこの生成 AI の有効活用と有害性についての助言や指導をどのように行っていくか、具体的な方策をお聞かせください。

○議長（宇佐信行君） 黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木 庄一郎君） お答えいたします。

文科省からの初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドラインを踏まえまして、熊本県教育委員会より生成 AI の取扱いについての通知が 7 月 14 日付けで届きましたので、その文書を町内小・中学校におろし周知をしたところでございます。

その取扱いは、生成 AI の概要、基本的な考え方、具体的な取扱いの 3 点に絞り、ガイドラインに沿った内容となっています。

具体的な取り組みとして、現時点での生成 AI の学校現場における活用は、パイロット的な取り組み、公務における活用も制限が設定してあり、全学校で共通して実施する取り組みは冬休み等長期休業中の課題として文書作成に関わるものを課す場合は、生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として提出または応募することは、活動を通じた学びを得られず自分のためにはならないこと、評価基準や応募規約によっては不適切または不正な行為に当たる事等について十分に指導すること、ほかにも情報活用能力の育成のさらなる充実、生成 AI の普及も念頭に置いた、情報モラル教育の充実と限定されているところでございます。

各学校にはこの取扱い、国のガイドラインを参考に教育活動を実践していただくとともに、先の 9 月の 1 日に開催されました県主催の生成 AI に関する研修会にも情報担当職員に参加していただいております。

さらに県において今後、市町村教育委員会を対象に市町村立学校での生成 AI の活用状況等に関する調査が実施されます。その調査結果を踏まえて効果的な活用事例を各市町村へ普及する計画がなされていますので、その内容等を参考に学校への助言等ができればと考えております。

○議長（宇佐信行君） 8 番。

○8 番（猪原清君） 今後の取り組みに期待したいところですが。

そういう番組見てて、うまくできてるんですね生成 AI。ある著書、小学生に対する著書を読むと。これに対して小学 4 年生の女の子として読書感想文を書きなさいと生成 AI に命じたところ、小学 4 年生の女の子のような読書感想文を書いてくるわけですよ。これは多分、私ではもう見破られないかなと。このように書いて、それにまた悪知恵つけてつけ足したり引いたりすると、これますますこうニセ情報というのが分からないかなと思うんですけど。

今、有名なプロ棋手の藤井聡太さんですね、はこの生成 AI を有効に使い、この生成 AI 相

手に将棋をして自分自身のレベルアップにつなげるとの話でした。同じく将棋の羽生善治さんですね、が言うには何事であれ、最終的には自分で考える覚悟がないと情報の山に埋もれるだけであると言っておられます。

やはりそういう教育的な番組を私よく聞くもんですから、それによると子どものときから数多く読書することにより、もう私も教育長と一緒にかなりの読書量だと思うんですけど、そのことによって読解力や自分で考える力を養っておかないと、将来的に自分が AI に使いこなされることになる。それから逆転するわけですよ、主役が自分、AI が主役になってしまって。もう私みたいに途中でしゃべり始めると AI に使いこなされ始めて、どっちが人間か AI か分からなくなるんですけど。

日々進化している生成 AI は、まさに人にとっては諸刃の刃だと考えます。以前の質問で、グラウンドを防災拠点の云々かんぬんってしたとき生成 AI に、私ずる賢いもんですから聞いたら、生成 AI はただ単にそれはいい考えだと言っただけでした。多分、同じ質問をするともうちょっと高度な質問が返ってきて私もそれを参考にするかいいのか分からないんですけど、日々進化してます。

先日、G7 のほうでもこの生成 AI に対するそういう悪影響に対する見解を G7 で出しているということでも会議もされました。これから教育現場が混乱したりすることのないように、子どもたちが健全に成長していくために今後の文部科学省の生成 AI に関する新たな指針にも注視して、そう遠くはない未来を見据えた教育行政に当たっていただくよう切望しますが。

ここで町長に振ります。行政機関としてこの生成 AI の利活用、この役所内での利活用ということで限定して聞きますけど、今どのような状況でしょうか。それをお伺いします。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、今、読書の話がされましたけど、私の知り合いの読書家とか友達がいる、そこの玄関に、アパートに住んでましたので、玄関に入るんですね。で、左側に何ていうか炊事場があるんですけど、真っすぐ入っていくと全部三方がですね、全部このくらいの高さの書棚に囲まれてまして、そこに文庫本がぎっしりと詰まってですね、これ全部読んだとって言ったら全部読んだと言ってました。

やっぱり若いうちに、中学生とか高校生のときに良い本をたくさん読んでおくんですね、本当に知識が豊富で、恐らく生成 AI を使わなくてもそういう研究論文とかですね、そういうのでできるんじゃないかなというふうに思います。

世の中すごく便利になりましたけど、私はまだ生成 AI 使ったことないんですけど、ただコピーして張りつけるっていう作業で今、文書を作る人たちもいますよね。私は答弁ですので、なるべく自分の言葉でしゃべるように気をつけてるんですけど、そういう意味ではやはり便利な世の中になった分、自分の言葉がなくなる可能性もありますので、そこらあたりはやっぱり注意しなくちゃいけないかなというふうに思ってます。

以前より生成 AI の持つ代表的なリスク、危険性の一つとしては、入力した学習データの漏えいっていうのが心配されてます。リスクが懸念されているわけですけども、チャット GPT、今皆さん使っておられますけど、こういった生成 AI は、入力したデータとかインターネットを利用して得た世界中の膨大な学習データを用いて自ら学習を行い質問に対する回答の精度を高めていくというんですかね、ように作られています。そういうふうなものが生成 AI ということなんです。

一方、こういった生成 AI の使用から現在、世界中で生成 AI を経由した情報漏えいの事案が既にもう発生をしていることは、報道等々でご存じのとおりです。こういったもののリスク管理については利用者側の情報のリテラシーとか読解能力ですよ、読解。それから記述力、理解力、そういったモラル、守るべき範疇といいますかモラル、それからセキュリティーポリシー、情報を得るための方針とか、行動指針を明文化した文書というんですけど

も、この管理といった情報セキュリティの対策が高水準で必要とされていると思います。

法的な問題まで踏まえたと、私たちのような町村自治体で運営する場合には現時点では様々な課題があるんですけども、しかし生成 AI を使うことによって、先ほど議員がおっしゃいましたように、画像生成、それから動画生成、音声生成、いろんな分野において今後も利用が期待されているという側面は間違いなくあると思います。

多良木町としましては、現在のように業務が複雑化高度化して職員数にも限りがありますので、そういった中で業務効率化のためにツールの一つとして、道具の一つとして、何よりもリスク管理を念頭に置きながらですね、これは漏えいしたら大変なことになりますので、そこをリスク管理を念頭に置きながら業務活用が可能かどうか現在、担当部局において研究、検討をしているというのが町の現状であります。

○議長（宇佐信行君） 8 番。

○8 番（猪原清君） G7 のほうでもですね、こういう包括ルールを作るといふほどの、かなりの危機感というか将来的には有効性も随分あるんだと思うんですけど、やはり将来的にもですね、生成 AI を職員の業務遂行に向けてどのように活用していくとか、先ほど町長もおっしゃいましたとおりリスク管理ですね、をどのように全職員に周知し、啓蒙して町全体に対する問題が発生しないように回避していただけることを期待しております。

ということで、私の生成 AI もこの辺で次の質問に行けということですので行ってみます。質問事項の 3 番にいきます。

職員の介護休暇・休業に関する質問です。全国的に見まして、働き盛りの 40 歳代から 60 歳代までの現役世代が親などの介護を強いられるケースが多い。町も条例で職員の介護休暇についてうたっているが、当該休暇の取得状況について伺いたい。また休暇取得に係る代替職員確保などの環境整備及び休暇取得に対する職員の意識づけと休暇取得の促進方策についても伺いたいということ。

私もなんですが介護休暇・休業については近年、報道等でも取上げられ、町も介護休暇取得について対象家族が 1 人の場合は年間 5 日ですかね、取得ができるという条例で定めています。この 5 日というのは考えてみますと、もう介護するために休むのではなく、例えば要介護認定のための要介護認定調査に立ち会うとか、主治医の意見書を書いていただくために病院につきそうとか、そういう程度の休暇かなと思うんですが。

育児休暇とまた違うタイプの休暇なんですが、実際に要介護家族を持つ職員はどの程度町の役所の中にいらっしゃるのか。そして介護休暇取得を申し出たことのある職員は実際にいらっしゃるのか、その辺を伺います。

○議長（宇佐信行君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本雅博君） はい、お答えいたしたいと思います。

議員申されました介護休暇、それから介護休業というものは、厚生労働省の育児介護休業法で定められております介護と仕事を両立するための支援制度というふうにごうたっております。

介護休暇につきましては、介護が必要な家族がいる場合に、一時的な支援として仕事を休むときに取得できる休暇でございます。先ほどのご質問の中にありましたとおり対象家族が 1 人の場合、1 年間で 5 日。2 人の場合はその倍ということになっております。

一方、介護休業につきましては、要介護状態になった家族を介護するために取得する長期間の休暇制度でございます。対象家族 1 人につき通算で年間 93 日を上限といたしまして、分割する場合は 3 回まで取得することができるようになっております。

本町におきましては、前段の介護休暇の部分につきましては、多良木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 14 条における特別休暇として規定をしているところでございます。また後段の介護休業に当たる部分につきましては、同条例第 15 条の介護休暇として規定を

しているところでございます。

まず実際に要介護家族を持つ職員はどの程度いるのかというご質問でございますけども、この件に関しましては職員のプライバシーの問題でもありますので、総務課としては個別の把握はしていないところでございます。

また介護休暇取得を申し出たことのある職員はいるのかというご質問でございますが、令和4年度は1人もおりませんで、今年度に入りまして1名が5日間の取得をしているところでございます。

介護休暇につきましては、基本的に介護のための単発的な休暇の意味があるということから、もしかしたら介護休暇を取らずに、年休を取得して対応している職員もいるかもしれないと推察されるところでございます。

○議長（宇佐信行君） 8番。

○8番（猪原清君） 分かりました。やはりなかなかですね、課長おっしゃるとおりに取りづらい部分もあり、年休で対応するという方も中にはいるかと思うんですけど。

私も実際、介護をされていてデイサービスに毎日行ったり、行ってる時間帯は良いですよ、その前後とか昨日みたいに日曜日でうちの家族が誰もいないで私一人という時は、もう本当に朝から晩までご飯作って食べさせてという形になるんですけど、その日曜日とか休みの日に当たればですね、当然いいんでしょうけど。

介護休業となるとちょっと長期になりますし、やはり介護する年代となりますと役所だけではなく民間でも管理職という職階の職員が多くなると思います。しかしこの職階やこういう年代の職員が1人欠けるとなると、その部署には少なからず影響は出てくると思います。

先の公立病院の一般質問でも違う問題で質問しましたが、一人が4か月も欠ける、そういう管理職が欠けるとなったときに、この人手不足とか人が集まらないという時代において、どれだけの影響が出るのかというのがやっぱり危惧されます。

この種の休暇は、休暇が年間5日、休業が90何日以上ですかね、というなるとなかなかそういう取得をするということがやはり取得しなくちゃいけない職員にとっては、一つのハードルになるのかなと思います。

報道でもありましたが、全国の事業所、これは恐らく民間全部含めてだと思っておりますけど、介護休暇取得率が11.6%。やはりそういうことを聞くとはですね、やはりそういう民間に対しても介護休暇とか休業を取るようにしましょうという推める、こういう役所などはですね、やはり率先してそういう職員の環境づくりとして社会全体の介護休暇取得率を高めていくのの一つのけん引となるかと思っております。

その辺でやはり介護休暇、これ育児休暇も同様なんですけど、その辺に対する町長の考えですね、まず役所からどう変えていくか、これを社会全体にどう普及させていこうと考えられるか伺います。

○議長（宇佐信行君） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、介護休暇に関してはですね、ただいま総務課長が申しましたように制度としてありますので、躊躇することなく取っていただきたいと思っております。今、議員おっしゃったとおりですね、介護休暇とか育児休暇というのはもう当然あるわけですので、できればもう率先して取っていただきたいというふうに思っております。

育児休暇あたりは特にですね、子育てをしっかりとやりましょうということを標ぼうしてます多良木町としてはぜひ取っていただいて、元気な子どもさんを育てていただきたいというふうに思っておりますし、どうして職員の皆さんがなかなか介護休暇を取らないのか、議員のご質問ありましたので今回、聞いてみました。何人かにですね。

そうしましたらですね、年休が公務員の場合は繰越して40日年休があるんですね。そして今、農林商工祭とか、それからお米の食味コンクールとか、えびす祭りとか、いろいろ職

員の出る町内の行事もたくさんありますので、代日休暇というのが、代休というのがありますね。こちらでも取れるということになりますので、職員としては 40 日、確かに贅沢な話ではあるんですが 40 日年休があるということと代休があるということがありますので、これは私の場合だったんですけど、私の場合は介護休暇とかそういうのはまだその時代ありませんでしたけれども、私が親を見るときには時間を区切ってですね、時間休でもらっていました。

年休がたくさんありますので、それもみんな職員に聞いてみるとあれだと思うんですが、年休は大体 10 日もあれば、あとは代休もありますので十分、休むために休むというのはなかなか今、職員の皆さんもないと思うんですよ。土日が週 2 日制になってからもうずっとかなりの年を経ちますけど、週休 2 日で大体もう自分の仕事は消化できますし、ウィークデイにそういうものを取る場合には代日休暇がありますし、時間休としてとれば十分であるということが、皆さんそういうふうに言っていました。

介護すべき相手が本当に要介護者なのかという、要介護認定 2 以上または医師からの介護が必要という診断証明というのが必要なんです、介護休暇を取得する場合ですね。それがちょっと面倒だしということもあるようなことを、これは総務課長に聞いたときに、総務課長がそういうふうにご答えてくれました。

それぞれのご家庭の事情っていうのがあると思うんですが今、介護休暇として取っておられる方は 1 件だけあるということをご総務課長が先ほど言いましたけれども、皆さん介護休暇どんどん取っていいですよということは、もう私はもうぜひ、そのことが民間の皆さんの取得率の向上につながるということであれば尚のことですね、それはとてもいいことではないかと思っておりますので、ぜひ、しっかりと介護休暇は取っていただければというふうに思っています。

○議長（宇佐信行君） 8 番。

○8 番（猪原清君） そうですね、やはり育児休暇、介護休暇は今のこういう情勢ではですね、やはり率先して取っていただいて。町長とか私たちの時代はそこまでこう世の中がなくなかったもんですから、特に育児休暇とかはですね、もうなかなか男性が取りに、簡単に取るような時代じゃなかったかなと思うんですけど。

時代も変わってますので、やはり社会全体のそういう福祉を向上させるうえでもですね、やはり役所からまずそういう、役所はいいなと言われるとまた藪蛇になるんですけど、そういう職員に対する福利厚生というか福祉はちゃんとやっていますよということでアピールしていただけたらと思います。

また少子化対策もですね、政府のほういろいろ打ち出していますので、異次元ということで。そちらのほうも活用していただきたいと思っております。

もう終わりに近いので。10 月以降ですね、イベントがかなり押していて、職員の方も執行部もお疲れだと思います。ただ先日はイルミネーションで心洗われる歌声と綺麗なイルミネーションですね、私たちも癒されてもらいましたので、年末にかけて少し職員の方も休んで、心を休ませていただいてですね、しっかりとまた来年に向けて頑張っていただきたいと思っておりますということで、私の一般質問はここで終わります。

○議長（宇佐信行君） これで、8 番猪原清議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 02 時 27 分散会)